

に保持する行政権の発動・行使を強制しようとするものにほかならないから、同請求は民事上の請求としては許されず、同請求に係る訴えは不適法であると解される。

そうすると、原告らの原状回復請求は、被告国に対し、民事訴訟として原告らの居住地の空間線量率の低減を求めるというものであるが、必然的に国等による行政権の発動・行使を求める請求を包含するものであるから、そもそも民事上の請求として許されないものであり、同請求に係る訴えは不適法である。

1-3 不法行為に基づく請求の成否

争う。

1-4 人格権に基づく請求の成否

争う。

2 被告国の損害賠償責任

2-1 将来請求の適法性

民事訴訟法135条は、「あらかじめその請求をする必要がある場合に限り」、将来の給付を求める訴えを許容しているところ、同条は、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権の全てについて前記要件の下に同条による請求権としての適格を認めたものではなく、①期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生の基礎となる事実上・法律上の関係が存在し、②これに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証し得る別の一定の事実の発生にかかっているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により当該請求権成立の全ての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなものについて、例外として将来の給付の訴えによる請求権としての適格を認めたにすぎないものと解される。

民事訴訟法135条のこのような規定の趣旨に照らすと、継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害賠償請求権についても、当該請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測されるとともに、当該請求権の成否及びその内容につき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動としては、あらかじめ明確に予測し得る事由に限られ、しかもこれについては請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止し得るという負担を債務者に課しても格別不当とはいえない点において前記の期限付債権等と同視し得るような場合には、これにつき将来の給付を求める訴えを許しても格別支障があるとはいえない。

しかし、たとえ同一態様の行為が将来も継続されることが予測される場合であっても、それが現在と同様に不法行為を構成するか否か及び賠償すべき損害の範囲いかなん等が流動性を持つ今後の複雑な事実関係の展開とそれらに対する法的評価に左右されるなど、損害賠償請求権の成否及びその額をあらかじめ一義的に明確に認定することができず、具体的に請求権が成立したとされる時点において初めてこれを認定することができるとともに、その場合における権利の成立要件の具備については当然に債権者においてこれを立証すべく、事情の変動を専ら債務者の立証すべき新たな権利成立阻却事由の発生として捉えてその負担を債務者に課するのは不当であると考えられるようなものについては、本来例外的にのみ認められる将来の給付を求める訴えにおける請求権としての適格を有するものとするとはできないと解するのが相当である（大阪空港訴訟上告審判決、第5次～7次横田基地訴訟上告審判決、最高裁平成28年12月8日第一小法廷判決）。

原告らは、原告らの各居住地の空間線量率が1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下となるまでの間、1か月当たり一人5万5000円の割合による損害賠償金の支払を求めているが、本件訴訟の事実審口頭弁論

終結の時点において原告らに放射線被ばくによる損害が発生していると認定されたとしても、その損害の有無・程度は、同時点以後、国や地方公共団体等によって実施される放射性物質汚染対処特措法等に基づく諸方策の内容及び実施状況、原告らそれぞれにつき生ずる可能性のある様々な生活事情の変動、訴状別紙原告目録の「平成23年3月11日における居住地」欄記載の各居住地に存在するとされる放射性物質及びその発する放射線量の自然減少の程度等の複雑多様な因子によって左右されるものである。

以上によれば、請求の趣旨第3項の請求のうち本件訴訟の事実審口頭弁論終結日以降の損害賠償を求める部分については、賠償請求権の成否及び賠償額をあらかじめ一義的に明確に認定することができるとはいえないから、権利保護の要件を欠くものであって、将来の給付を求める訴えにおける請求権としての適格を有するとはいえない。したがって、請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち同部分に係る訴えは不適法である。

2-2 規制権限の有無

2-2-1 規制権限不行使の判断枠組み

(1) 規制権限の不行使が国賠法上違法となる場合

規制権限を行使するかどうかについて裁量が認められている事項や、権限行使の要件が具体的に定められていない事項については、第一次的には行政機関の判断が尊重されなければならないのであって、その規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるのは、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときに限られる。

原告らが主張する電気事業法に基づく規制権限の行使については、行政庁に専門技術的な裁量が認められることは明らかであるから、原告らの主張する規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法とな

るのは、炉規法や電気事業法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、権限を行使すべきであったとされる平成14年又は平成18年当時の具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときに限られる。

(2) クロロキン最高裁判決等と筑豊じん肺最高裁判決等の判断枠組みは同一であること

クロロキン最高裁判決等の事案と筑豊じん肺最高裁判決等の事案とは、規制権限不行使に係る違法性を判断する前提として、根拠法規等の内容や性質から行政庁の裁量性を認めている点で違いはなく、しかも、クロロキン最高裁判決等は、筑豊じん肺最高裁判決等の事案と同様の利益対立状況についての判断を示しているから、クロロキン最高裁判決等を筑豊じん肺最高裁判決等と区別することは相当でない。そして、事業者の一次的かつ最終的な責任を踏まえた国の二次的かつ補完的な責任が問われている点においても、筑豊じん肺最高裁判決等はクロロキン最高裁判決等と違いはないから、本件各判決を通じて、規制権限不行使に係る違法性の判断枠組みは同一であるというべきである。なお、被告国の規制権限不行使の違法性を判断した最新の最高裁判決としては、大阪泉南アスベスト最高裁判決があるが、やはり、ここでも、規制権限不行使に係る違法性の判断枠組みについてはクロロキン最高裁判決等の立場を引き継いだ筑豊じん肺最高裁判決等が引用され、上記(1)の考え方が示されている。

(3) 規制権限不行使の違法性判断に当たっては、規制権限の不行使が問題となる当時の一切の事情が考慮されること

規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容された限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められる場合に、その

不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となるのであるから、違法性の判断に当たっては、規制権限の不行使が問題となる当時の具体的事情の一切が斟酌されてしかるべきである。すなわち、被害結果の重大性やその予見可能性、結果回避可能性のほか、権限不行使が問題となる当時の一切の事情が評価対象となる。

(4) 本件における違法性判断の具体的方法

ア 原子力規制に関する法令の趣旨・目的（求められる安全性）

原子力基本法等の原子力規制に関する法令の趣旨・目的については、平成24年法律第47号による改正前の原子力基本法1条、同法2条、炉規法24条1項4号、電気事業法39条2項1号などの規定が想定する安全性は、科学技術を利用した施設に求められる安全性を意味していると解するのが相当である。そして、科学技術の分野においては、「絶対的な安全性」、すなわち、どのような重大かつ致命的な人為ミスが重なっても、また、どのような異常事態が生じても、原子炉内の放射性物質が外部の環境に放出されることが絶対にはないといった達成不可能な安全性をもって安全と評価しているのではなく、「相対的安全性」、すなわち、科学技術を利用した施設などでは、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているものであるが、その危険性の程度が科学技術の利用により得られる利益の大きさとの対比において、社会通念上容認できる水準であると一般に考えられる場合には、これをもって安全と評価するという考え方に依拠しているのであるから、これらの規定が想定する安全性は、このような「相対的安全性」を前提とした一定レベルの安全性を意味していると考えられる。

イ 規制権限行使における専門性及び裁量性（被害の重大性を踏まえ

た行政庁の裁量の広さ) について

規制権限の行使の判断（原子力発電所の設置許可処分段階の安全審査や後段規制の工事計画認可処分段階の技術基準への適合性審査における原子力発電所の安全性の判断）は、「相対的安全性」を前提とする判断であり、その当時の科学技術水準に基づく原子力発電所の安全性の判断にとどまらず、我が国の社会がどの程度の危険性であれば容認するかという観点をも踏まえた判断ということになる。

そして、この原子力発電所における科学技術水準に基づく安全性（裏返せば危険性）の判断は、原子力工学を始め、核物理学、機械工学、放射線防護、地震学、津波学、地質学等多方面にわたる専門分野の知識経験を踏まえた将来予測となるところ、地震予知、津波予測といった未解明の事項が多く残る学術分野においては、その当時の知見の到達点を前提とせざるを得ない上、将来予測には工学的知見に基づいた安全解析も要することになる。

以上に照らすと、本件における規制権限行使の判断（原子炉の安全性に係る判断）は、規制行政庁の高度な専門技術的な判断を必要とするものであるから、原子力規制に関する法令の趣旨・目的に、原子炉施設の周辺住民の生命・身体といった重要な法益の保護が含まれていることや、原子力発電所事故は、その性質上、被害が重大なものとなりやすいことなどを考慮しても、その裁量の幅は高度の専門性に裏付けられた広範なものになる。

このような規制判断に基づく広範な権限行使を効果的かつ適切に行うためには、科学的合理性をもたなければならないことはもちろん、規制行政庁や原子力事業者の投資できる資源（資金や人材等）は有限であり、際限なく想定し得るリスクのすべてに資源を費やす

ことは現実には不可能であることを前提に、「リスクの大きさに基づいてリソース（資源）を割く」という「グレーデッドアプローチ」に基づくことが必要となる。

- ウ 結果回避可能性の前提となる予見可能性の有無を基礎づける知見
違法性判断の考慮要素たる予見可能性の有無，結果回避可能性及び同容易性等の事情は，以上に述べた法の趣旨・目的や権限の性質に照らし，当時の確立した知見を前提に，検討される必要がある。
- エ 予見内容及び程度に応じた結果回避措置について回避可能性及び同容易性を検討すべきこと

仮に予見可能性ありと認める場合には，被害発生 of 蓋然性・切迫性など予見可能性の内容及び程度を斟酌した上，これに応じた結果回避可能性及び同容易性を検討することになる。具体的には，規制措置の必要性，内容，期間，手順について，当該リスクに関する情報の内容やその信頼度に応じ，当時の技術水準，他の施設で講じられている措置，他に想定し得るリスクと比較した優先度等の事情を考慮して判断されるべきである。

- ・岡本孝司「意見書」（乙B第175号証）
- ・山口彰「意見書」（乙B第180号証）
- ・阿部清治「意見書」（乙B第186号証）

2-2-2 津波対策義務としての技術基準適合命令が基本設計に及ぶか

原告らが主張する規制権限を行使して講じるべきであったとするタービン建屋等の人の出入口，大物搬入口などに強度強化扉と水密扉の二重扉等を設置すること，タービン建屋等の換気空調系ルーバーなどの外壁開口部の水密化等の対策をとること，タービン建屋等の貫通部からの浸水防止等の対策をとること，非常用ディーゼル発電機及び配電盤等の重要機器が設置されている機械室への浸水防止等の対策をと

ること、既設の非常用ディーゼル発電機（水冷式）を冷却するための海水系ポンプを津波から防護するための防水構造の建屋を設置し、電気系統の配線の貫通口を水密化する対策をとること、O. P. + 3.2メートルの高台等の被水の可能性のない高所に、各号機ごとに、海水による冷却を必要としない非常用電源設備及びその附属設備を設置させるべきであったなどの各対策は、いずれも基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関するものであるところ、技術基準省令は基本設計ないし基本的設計方針には及ばないから、被告国は技術基準省令を改正した上で技術基準適合命令を発令することによりこれらの各対策を講じさせる規制権限を有していなかった。

この根拠は、下記(1)ないし(4)のとおりである。

- (1) 原子炉施設における安全規制においては、段階的安全規制の体系が採られていること

実用発電用原子炉施設に関する炉規法及び電気事業法による安全規制は、原子炉施設の設計から運転に至る過程までを段階的に区分し、それぞれの段階に対応して、一連の許認可等の規制手続を介在させ、これらを通じて原子炉の利用に係る安全の確保を図るという、段階的安全規制の体系が採られている（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決，最高裁平成17年5月30日第一小法廷判決）。

設置許可処分に当たっての安全審査により、その土台となる基本設計及び基本的設計方針の妥当性が審査され、これに続く後段規制では、基本設計及び基本的設計方針が妥当であることを前提として、詳細設計の安全性に問題がないか否か、さらには具体的な部材、設備、機器等の強度、機能の確保が図られているか否かといったより細緻な事項へと段階を踏んで審査がされる。

基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を審査する際に用いられる

基準が指針類であり、詳細設計に関する技術基準を定めるものが省令62号である。

(2) 技術基準適合命令は、後段規制における技術基準の不適合についてのみその是正を図るものであること

電気事業法40条は、「主務大臣は、事業用電気工作物が前条第1項の主務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。」(ゴシック体は引用者、以下同じ。)と規定している。この文理に照らせば、同法40条が事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認められる場合に、これを技術基準に適合させるための措置を命ずることを規定した趣旨であることは明らかである。同条はもとより電気事業法のその他の規定を見ても、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針が炉規法24条1項4号の設置許可の基準に適合しないことが明らかになった場合に、技術基準適合命令を発して当該基本設計ないし基本的設計方針の是正を命ずることができるかと解し得るような規定は存在しない。

本件事故当時の法令上、技術基準は、飽くまで後段規制において、事業用電気工作物の具体の部材、機器等の機能や安全性等を維持するための基準として位置づけられているものであり、技術基準適合命令は、後段規制により原子炉施設の安全確保を図る方策として、技術基準の不適合を是正するものとしてのみ規定されていた。

仮に、既存の原子炉施設において基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項に問題が生じた場合、これにより原子炉設置許可の要件を欠くような事態となれば、経済産業大臣は、事業者に対し設

置変更許可処分の申請を促す行政指導を行い、当該申請があればこれを許可するか否かを判断し、あるいは申請しない場合には設置許可処分の取消しにより是正し得る。

(3) 原告らが主張する各措置は基本設計ないし基本的設計方針に関わる事項であること

発電用原子炉施設の津波に対する安全性は、基本設計ないし基本的設計方針において、敷地高さを想定される津波の高さ以上のものとして津波の侵入を防ぐことを基本とし、津波に対する他の事故防止対策も考慮して、津波による浸水等によって施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないものとすることを確認していた。

福島第一発電所1号機から4号機については、敷地高さをO. P. +10メートルとすることをもって「津波による浸水等によって施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないようにすること」との要求を達成するための有効な手段としている。

原告らの主張する回避措置は、いずれも福島第一発電所に敷地高さO. P. +10メートルを超える津波が到来し、電源設備が津波によって被水することを前提とした防護策であり、これを講じるためには、基本設計ないし基本的設計方針の変更を必要とするものである。

(4) 平成24年改正後の炉規法においては、技術基準適合命令を発することによって基本設計ないし基本的設計方針の是正を図ることが可能となったこと

平成24年改正後の炉規法43条の3の23は、使用停止等処分の要件として、技術基準に適合しない場合に加え、新たに設置許可処分の基準に適合しない場合を明記したのであるから、前者の場合のみを技術基準適合命令の要件と定める平成24年改正前の電気事業法40条に基づいて、設置許可処分の要件充足性につき、技術基準適合命令

を発することができなかつたとの解釈は、文言解釈としても、趣旨解釈としても相当である。

なお、平成24年改正後の炉規法43条の3の23が同改正によって新たに創設されたものであることは、同改正に当たっての国会審議を見ても明らかである（乙B第80号証、乙B第81号証）。

2-2-3 「独立性」欠如是正義務

原告らは、省令62号33条4項に基づく独立性を確保するための措置として、O.P.+32メートルの高台等の被水の可能性のない高台に、各号機ごとに、海水による冷却を必要としない非常用電源設備及びその付属設備を設置することを講じさせるべきであったとするが、これらの各対策は、いずれも基本設計ないし基本的設計方針の完全性に関わるものであるところ、技術基準適合命令は基本設計ないし基本的設計方針には及ばないから、被告国は技術基準省令を改正した上で技術基準適合命令を発令することによりこれらの各対策を講じさせることはできなかつた。

2-2-4 シビアアクシデント対策義務（代替設備確保義務）

平成24年法律第47号による改正後の炉規法により新設されるまでは、シビアアクシデント対策は法規制の対象とされていなかった。平成14年又は平成18年当時の省令62号でシビアアクシデント対策として規制する権限を有していなかった。

この根拠は、下記(1)ないし(3)のとおりである。

(1) 炉規法制定時においてシビアアクシデントとして整理された概念は存在しなかつたこと

シビアアクシデントについては、昭和54年に発生したスリーマイルアイランド原子力発電所事故及び昭和61年に発生したチェルノブイリ原子力発電所事故を受けて検討が進められるようになったもので

あり、炉規法が制定された昭和32年当時は「シビアアクシデント」として整理された概念自体が存在しなかった。

- (2) 福島第一発電所事故に至るまで、炉規法上、シビアアクシデント対策を要求する規定は設けられなかったこと

その後も、シビアアクシデント対策は、事業者の自主的取組と位置づけられ、福島第一発電所事故に至るまで、炉規法上、シビアアクシデント対策を要求する規定は設けられなかった。

- (3) 平成24年の改正により、炉規法上、シビアアクシデント対策に関する規制が新設されたこと

平成24年の炉規法改正により、シビアアクシデント対策が創設的に規定されたものであることは、以下の事情から明らかである。

ア 改正後の炉規法43条の3の6は、同法43条の3の5の規定を受けたものであるところ、設置許可申請に当たっての申請書の記載事項として、新たに同項10号で「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」と規定している。そして、前記「炉心の著しい損傷」は同法43条の3の6第1項3号の「重大事故」に含まれ（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第4条）、重大事故に対処するための設備がシビアアクシデント対策に関する設備であるから、改正後の炉規法43条の3の6第1項4号が、新たにシビアアクシデント対策を規定したものであることは明らかである。

また、改正前の炉規法24条1項3号と平成24年改正後の炉規法43条の3の6第1項3号の条文を比較すると、シビアアクシデント対策の実施に必要な技術的能力は、平成24年改正後の炉規法43条の3の6第1項3号において新たに求められたものであって、

平成24年改正前の炉規法24条1項3号の「原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」に含まれていると解することはできない。

イ シビアアクシデント対策に係る規定が創設的に規定されたものであることは、平成24年炉規法改正に当たっての国会審議を見ても明らかである。すなわち、原子力規制委員会設置法案が審議された第180回国会参議院環境委員会において、細野豪志環境大臣兼内閣府特命担当大臣（原子力行政）（当時）は、「これまでもシビアアクシデントに対する対応というのが全くなかったわけではないんですが、（中略）特段それが法律に義務付けられているものではありませんでした」（乙B第85号証・20ページ2段目）、「本当にしっかりと確認をしなければならないようなシビアアクシデント対策について、それこそ法律に基づいていませんでしたから、対応できなかったという問題があります」（同号証・21ページ2段目）と答弁している。また、同委員会平成24年6月20日付け「原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議」においては、「二十二、シビアアクシデント対策やバックフィット制度の導入に当たっては、推進側の意向に左右されず、政府が明言する世界最高水準の規制の導入を図ること。（以下、略）」（乙B第80号証）とされている。そして、原子力規制委員会設置法の制定や炉規法改正の経緯について環境委員会調査室がまとめた「原子力発電所の新規制基準の策定経緯と課題」（乙B第81号証）においては、従来の規制基準について「福島第一原発事故のようなシビアアクシデント対策については、事業者の自主的な措置（法令要件外）として、整備が進められてきたが、法令上の規制要件化を目指す動きもあった。」（同号証・134ページ）とされ、炉規法改正により「シビアアクシデント対

策を原子炉等規制法において義務化し」たとされている（同号証・132ページ）。

ウ シビアアクシデント対策は、設計基準事象に対する対策及びその妥当性を評価するための安全評価とは、その評価の方法や考え方を大きく異にし、我が国の原子炉施設の安全確保対策上、多重防護（深層防護）の異なる防護層に位置づけられ、設計基準事象に対する対策とは区別されてきた。

2-3 津波対策に関する規制権限不行使の違法性

2-3-1 予見義務

(1) 予見可能性の対象は、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波の発生又は到来であること

規制権限不行使の国賠法上の違法は、結果発生の原因となる事象に対する防止策に係る法的義務違背を問うものであるから、その前提となる予見可能性も、結果発生の原因となる事象について判断されるべきである。

福島第一発電所事故は、本件地震及びこれに伴う津波により、福島第一発電所が全交流電源喪失に陥り、直流電源も喪失又は枯渇するなどして炉心冷却機能を失い、外部環境に放射性物質を放出するに至ったものであるから、本件においては、原告らに対して損害を与えた原因とされる本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波の発生又は到来についての予見可能性が必要である。

(2) シビアアクシデント対策に関する予見可能性なるものを措定することはできないこと

規制権限不行使の違法に関する累次の最高裁判決では、問題とされる規制権限不行使の当時の「具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く」と認められる場合に

法的義務（作為義務）違反が認められる。予見可能性は、この法的義務（作為義務）を導く前提としての考慮要素となるものであるから、具体的な法益侵害の危険性が認められることが必要であり、シビアアクシデント対策に関する予見可能性について、具体的な事象の予見が不要とする原告らの主張は、最高裁判決によって確立された違法性判断枠組みとは明らかに異なる立場を採るものであって失当である。

また、設計基準事象やシビアアクシデントという概念は、いずれも、原子炉施設の安全性に関わる評価において想定又は分析、評価の対象とされてきたという意味において、一種の技術的評価上仮定される概念であり、予見可能性の対象とされるべき法益侵害の原因となる具体的な事象とは大きく異なる。

(3) 予見可能性の程度

規制権限の行使は、被規制者に対する権利、利益の制限や義務、負担の発生、場合によっては刑事罰等による制裁が伴うのであるから、これを行行使するためにはその必要性を基礎づけるに足りる客観的かつ合理的な根拠が必要なのであり、予見可能性の対象としては、規制権限行使が客観的かつ合理的な根拠をもって正当化できるだけの具体的な法益侵害の危険性が認められることが必要である。

規制権限不行使の違法が問われた最高裁判例を見ても、規制権限を行使すべき作為義務を導くのに必要な予見可能性が存在すると認められた事案は、いずれも規制権限の不行使が違法とされた時点で、被害が現実が発生し、かつ、当該規制権限の行使が正当化でき、さらにその行使が作為義務にまで至っているといえるだけの科学的知見が既に形成、確立し、具体的な法益侵害の予見可能性があった事案であるといえることができる。

科学的知見は、特定の研究報告によって直ちに形成、確立するもの

ではなく、様々な研究の積み重ねによる仮説の検証、追試という試行錯誤の過程を経て徐々に集積し、その形成、確立に至るものであるから、「形成、確立された科学的知見」とは、単に一部の専門家から論文等で学説が提唱されただけでは足りず、少なくとも、その学説が学会や研究会での議論を経て、専門的研究者の間で正当な見解であると是認され、通説的見解といえる程度に形成、確立した科学的知見であることを要する。

本件のように、いまだ発生していない被害の発生防止のための規制権限の不行使においては、より一層、確立された科学的知見に基づく具体的な危険発生の予見可能性があって初めてその違法が問題とされるべきである。

2-3-2 予見可能性

予見可能性に関連する主要な知見は以下のとおりである。

(1) 「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」(平成9年3月)

「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査」は、「総合的な津波防災対策計画を進めるための手法を検討することを目的として、推進を図るため、太平洋沿岸部を対象として、過去に発生した地震・津波の規模及び被害状況を踏まえ、想定しうる最大規模の地震を検討し、それにより発生する津波について、概略的な精度であるが津波数値解析を行い津波高の傾向や海岸保全施設との関係について概略的な把握を行った」(甲B第115号証の1「はじめに」)ものである。同調査による数値解析は、この「概略的な把握」を目的として実施されたものであり(同号証・16ページ)、同調査の津波数値解析結果について、原子力発電所における具体的な津波対策の設計条件に用いることを予定したものではない。

同報告書の津波数値解析には、もともと「遡上計算には不適當」と

されるモデル（高速演算型津波数値計算モデル）が使用され、これにより算出された津波の水位の予測は、同報告書自体によって、「個々の地点での具体的な防災計画の実施に対しては不十分」と位置づけられていたものであり、原子力発電所における基準津波の想定に用いるには不適當であった。また、津波の高さを精密に求めるためには、可及的に小さな計算格子を用いることが望ましいとされているところ、同調査における津波数値解析手法は、600メートルという粗い格子間隔が用いられていた上、海溝沿いの領域に設定すべき断層のすべり量が低く設定されているなど海底地殻変動計算の前提となる断層モデルのパラメータ設定も適切でなかったため、原子力発電所における基準津波の想定に用いるだけの精度を有していなかった。

なお、同報告書201ページの記載は、同調査における津波数値解析の結果に誤差が大きいことを示すにすぎず、津波の水位を科学的に予測したものではない。

(2) 津波浸水予測図（平成11年3月）

国土庁が作成した津波浸水予測図は、飽くまで、気象庁が発表する量的津波予報をより効果的に活用するなどし、住民等を対象とした一般的な津波防災対策に資する目的で作成されたものにすぎず、そもそも原子力発電所における安全対策に活用する目的で作成されたものではない。

また、津波浸水予測図は、特定地点に設計津波高の津波が到来することを前提とするものではないし、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」における津波高さの推計値を前提とするものでもない。

なお、津波浸水予測図の冒頭にある「津波浸水予測図の使用にあたって」との注意書き記載のとおり、津波浸水予測図の作成に当たって

は、100メートルという粗い格子間隔によって計算され、防波堤等による遮蔽効果も考慮されていないなど相当程度抽象化された調査手法が用いられたのであり、かかる方法で作成された津波浸水予測図は、個々の地点における浸水範囲や浸水深を具体的に特定したものとはいえない。

(3) 津波評価技術(平成14年2月)

津波評価技術(甲B第6号証の1~3)は、土木学会原子力土木委員会津波評価部会が原子力発電所における具体的な設計想定津波を求めための評価手法としてとりまとめたものである。津波評価技術による設計津波水位の検討においては、パラメータスタディ、すなわち、海底地殻変動計算における断層モデルのパラメータを合理的な範囲で動かして、その結果の影響を調べる手法が用いられ、津波評価技術では、パラメータスタディを行った中で最も大きな津波を設計想定津波としており、これにより種々の誤差が考慮されることになる。

また、津波評価技術では、津波伝播計算においても、精緻な基礎方程式が用いられ、細かい計算格子間隔が設定されている。

さらに、津波評価技術における基準断層モデルについても、本件事故以前の地震学の知見に基づき、合理的に設定されていた。

かような津波評価技術において策定された手順によって計算される設計想定津波は平均的には既往津波の痕跡高の約2倍となっていることが確認されているというのであるから、安全側の発想に立って設計想定津波を計算するという態度が採られていたといえ、設計津波水位の評価手法として合理的であった。

なお、被告東電は、平成14年3月、津波評価技術に従って、「津波の検討—土木学会「原子力発電所の津波評価技術」に関わる検討—

(甲B第130号証)を策定し、保安院に対し、福島第一発電所の設

計津波最高水位は、近地津波でO. P. +5. 4～+5. 7メートル、遠地津波でO. P. +5. 4～+5. 5メートルであると報告した。

津波評価技術は、米国原子力規制委員会が2009年(平成)21年に作成した報告書において、「世界で最も進歩しているアプローチに数えられる」と評価された(丙B第44号証)。

- ・佐竹健治「意見書」(乙B第144号証)
- ・今村文彦「意見書」(乙B第187号証)
- ・首藤伸夫「意見書」(乙B第227号証)

(4) 長期評価(平成14年7月)

長期評価は、本件地震のように、それぞれの領域にまたがり、かつ、それぞれが連動して発生するようなマグニチュード9. 0、津波マグニチュード(Mt)9. 1クラスの巨大地震・巨大津波までも想定するものではなかった。また、長期評価は、日本列島の太平洋沿岸の特定の場所に到来する津波の波高を予測したものではないし、信頼性のある断層モデルや波源モデルが示されたものでもない。

長期評価には、「データとして用いる過去地震に関する資料が十分でないこと等による限界があることから、評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には誤差を含んでおり、防災対策の検討など評価結果の利用にあたってはこの点に十分留意する必要がある。」

(甲B第5号証の2・1枚目)とのなお書きが付されている。

また、地震本部が、平成15年3月24日に公表した「プレートの沈み込みに伴う大地震に関する長期評価の信頼度について」(乙B第15号証)においては、「三陸北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)」について、「(1) 発生領域の評価の信頼度 C(やや低い)」、「(2) 規模の評価の信頼度 A」、「(3) 発生確率の評価の信頼度

C) (8ページ表) とされている。

我が国の防災対策を担う中央防災会議に設置された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」においては、地震学、地質学、土木工学、建築学などの専門家14名が、福島第一発電所も対象となった防災対策を検討しているところ、同専門調査会において、調査対象領域の分類については、「千島海溝沿いの地震活動の長期評価」及び長期評価による分類が基本とされ、防災対策の検討対象とする地震として、三陸沖北部の地震、宮城県沖の地震、明治三陸タイプの地震（明治三陸地震の震源域の領域で発生する津波地震）等は検討対象とされたが、福島県沖海溝沿いの領域については、検討対象とされなかった。また、福島県沖・茨城県沖の領域については、「M7クラスの地震（中略）が発生しているが、これらの地震の繰り返し発生は確認されていない。」とされているのであり、長期評価の考え方は採用されなかった（「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告」・乙B第16号証・4, 6, 9及び14ページ）。

長期評価は、慶長三陸地震、延宝房総沖地震及び明治三陸地震を一つのグループとし、明治三陸地震と同規模の津波地震が三陸沖北部海溝寄りから房総沖海溝寄りにかけてどこでも発生する可能性があると考え、これは、日本海溝沿いの地形・地質が同一であることを根拠とするようであるが、北部と南部では、地形・地質が異なっている上、地震活動にも違いが見られるため、地形・地質の同一性を根拠に日本海溝沿いの北部と南部を一括りにして明治三陸地震と同様の津波地震が発生するということはできない。

・深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」（甲B第266号証の1及び2）

・三浦誠一ほか「日本海溝前弧域（宮城県沖）における地震学的探査

「KY9905航海」(乙B第146号証)

・鶴哲郎ほか「日本海溝域におけるプレート境界の弧沿い構造変化：
プレート間カップリングの意味」(乙B第149号証の1及び2)

また、そもそも津波地震の発生メカニズムについては十分な解明がな
されておらず、その発生場所や規模等については種々の見解があった。

・谷岡勇市郎，佐竹健治「津波地震はどこで起こるか 明治三陸津波
から100年」(乙B第148号証)

また、長期評価における津波地震の整理については、種々の異論や問
題点が示されていた。

・都司嘉宣，上田和枝「慶長16年(1611)，延宝5年(167
7)，宝暦12年(1763)，寛政5年(1793)，および安政3
年(1856)の各三陸地震津波の検証」(甲B第257号証)

・第8回海溝型分科会(甲B第272号証の1・7枚目)

・第9回海溝型分科会(甲B第272号証の2・5枚目)

・第10回海溝型分科会(甲B第272号証の3・5，6枚目)

・第12回海溝型分科会(甲B第272号証の5・4，5枚目)

・第67回長期評価部会(乙B第152号証・6，7ページ)

・第101回長期評価部会(乙B第166号証・8ページ)

さらに、長期評価が公表された後においても、以下のように、長期評
価の策定に関与した地震学者も含め長期評価の前提に異を唱える地震学
者の見解が存在した。

・松澤暢，内田直希「地震観測から見た東北地方太平洋下における津
波地震発生の可能性」(乙B第17号証)

・都司嘉宣「慶長16年(1611)三陸津波の特異性」(乙B第1
8号証)

・石橋克彦「史料地震学で探る1677年延宝房総沖津波地震」(乙

B第19号証)

- ・地震本部「日本の地震活動」(第2版)(乙B第21号証)

このように、長期評価は、地震学界における統一の見解とか最大公約数的見解ということは到底できず、科学的根拠の乏しい未成熟な知見にすぎなかったものであり、これは、以下のとおり、当時の地震調査研究推進本部地震調査委員会委員長という立場で、長期評価の公表を了承した津村建四朗博士や、長期評価部会の委員であった佐竹健治氏らの各意見からも裏付けられている。

- ・佐竹健治「意見書」(乙B第144号証)
- ・佐竹健治「意見書(2)」(乙B第174号証)
- ・佐竹氏の証人調書(乙B第154号証, 同156号証)
- ・津村建四朗「意見書」(乙B第176号証)
- ・松澤暢「意見書」(乙B第177号証)
- ・今村文彦「意見書」(乙B第187号証)
- ・首藤伸夫「意見書」(乙B第227号証)
- ・名倉繁樹「陳述書」(乙B第188号証)

(5) マイアミ論文(平成18年)

マイアミ論文において、福島第一発電所にO. P. +10メートルを超える津波が到来する可能性が存在する旨の記載はない。

マイアミ論文には、「構造物の脆弱性の推定法およびシステム解析の手順については現在開発されている途上である」(甲B第10号証の2・6ページ)などと記載があるとおり、同論文で用いられている確率論的津波ハザード解析手法は研究途上にあり、確立した手法ではなかった。

- ・酒井俊朗「意見書」(丙B第71号証)

(6) 溢水勉強会(平成18年1月~平成19年3月)

溢水勉強会は、津波が到来する可能性の有無・程度や、津波が到来し

た場合に予想される波高に関する知見を得る目的で設置されたものではなく、実際にも、上記の各知見が獲得・集積されたことはなかった。

溢水勉強会は、飽くまでも仮定された水位の津波が到来し、かつ、それによる浸水が無限時間継続したと仮定した場合における原子力発電所施設への影響を検討したにすぎない。

第3回溢水勉強会で報告された福島第一発電所についての影響評価の前提としての想定外津波水位の設定についてみても、福島第一発電所5号機では、建屋設置レベルがたまたまO. P. +13メートルであったことから、想定外津波水位が「O. P. +14m [敷地高さ(O. P. +13m) +1.0m]」と仮定されたにすぎない。同様に、他のいずれのプラントにおいても、機械的に等しく建屋の敷地高さ+1メートルを仮定水位として設定している(甲B第11号証の2)。

(7) 貞観津波に関する知見の進展

ア 平成18年までの知見について

以下の平成18年までの貞観津波に関する主要な論文においても、福島第一発電所において、敷地高さを超える津波が到来することを認めるものはない。

・阿部壽・菅野喜貞・千釜章「仙台平野における貞観11年(869年)三陸津波の痕跡高の推定」(平成2年)(甲B第12号証の1)

・菅原大助・箕浦幸治・今村文彦「西暦869年貞観津波による堆積作用とその数値復元」(平成13年)(甲B第12号証の5)

イ 平成18年以降の知見について

(7) 「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」(佐竹健治・行谷佑一・山木滋。「佐竹ほか(2008)」)という。甲B第14号証の5)

同論文においては、福島県沿岸における貞観津波の影響がどのよ

うなものであったかは同県や茨城県での調査が必要であるとされ、未解明とされていた上（73ページ）、当時、貞観津波の波源モデルについては様々な学説が唱えられていたのであり、同論文をもってしても、貞観津波の波源モデルは、確立した科学的知見とはなっていないかった。

(イ) 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ（合同WG）における指摘

合同WGでも前記佐竹ほか（2008）の知見を踏まえ、貞観津波の波源モデルを震源断層と仮定した地震動評価について議論されたが（甲B第15号証の1、甲B第15号証の2）、その際の当該委員等の発言内容は、被告東電の耐震バックチェックの中間報告に対する問題提起であったり、それを踏まえた検討を指示したというものであって、本件事故に至る程度の津波の発生を示唆するものではなかった。

(ウ) 平成21年6月以降の研究

平成21年6月以降本件地震に至るまでの以下の研究においても、貞観地震が巨大な連動型地震であるとは断定されず、更なる調査が必要とされていた。

- ・統括成果報告書（甲B第37号証）
- ・「宮城県石巻・仙台平野および福島県請戸川河口低地における869年貞観津波の数値シミュレーション」（行谷佑一、佐竹健治、山木滋。甲B第14号証の8）

(8) 本件地震後の見解

本件地震後の以下の見解を見ても、本件地震及びこれにより発生した津波について予見可能性が認められないことは明らかである。

- ・松澤暢「なぜ東北日本沈み込み帯でM9の地震が発生しえたのか？
—われわれはどこで間違えたのか？」（平成23年11月）（乙B第35号証）
- ・水藤尚ほか「2011年（平成23年）東北地方太平洋沖地震に伴う地震時および地震後の地殻変動と断層モデル」（平成24年）（乙B第36号証）
- ・政府事故調査最終報告書（甲B第1号証の2・303ページ以下）
- ・佐竹健治「意見書」（乙B第144号証）
- ・佐竹健治「意見書(2)」（乙B第174号証）
- ・松澤暢「意見書」（乙B第177号証）
- ・資料入手報告書（乙B第182号証）
- ・今村文彦「意見書」（乙B第187号証）
- ・首藤伸夫「意見書」（乙B第227号証）
- ・津村建四朗「意見書」（乙B第176号証）
- ・岡本孝司「意見書」（乙B第175号証）
- ・山口彰「意見書」（乙B第180号証）
- ・阿部清治「意見書」（乙B第186号証）

2-3-3 回避義務

(1) 予見可能性がない以上、結果回避義務もないこと

福島第一発電所事故前の知見に照らせば、被告国において、規制権限を行使すべき作為義務が導き出される程度に、本件地震に伴う津波を含む福島第一発電所の主要建屋が設置されている敷地地盤面（O.P. +10メートル）を超えて非常用電源設備等の安全設備を浸水させる規模の津波が到来することを予見し得なかったのであるから、原告らが主張する結果回避措置を講ずべき義務は存しなかった。原告らは、被告東電のいわゆる2008年試算に基づいて、予見可能性が認

められ、原告らが主張する結果回避措置が導出される旨主張するが、2008年試算は、陸上の構造物がモデル化されていないなど実際に予測される浸水域や浸水深を正確に反映したものではないため、それをもって直ちに津波対策を講じられるような性質のものでもなければ、同一技術分野の専門家が適宜工夫すれば完成できるような性質のものでもなかった。

- ・佐竹健治「意見書(2)」(乙B第174号証)
- ・佐竹氏の証人調書(乙B第154号証, 乙B第156号証)
- ・今村文彦「意見書」(乙B第187号証)
- ・岡本孝司「意見書」(乙B第175号証)
- ・山口彰「意見書」(乙B第180号証)
- ・阿部清治「意見書」(乙B第186号証)

(2) 仮に予見可能性が認められるとしても、原告らが主張する結果回避措置が導出されないこと

2008年試算を前提としても、福島第一発電所事故以前の工学的知見に照らした場合、原告らが一般的な津波防護措置として主張するタービン建屋等の人の出入り口、大物(機器)搬入口などに強度強化扉と水密扉の二重扉等を設置すること、タービン建屋等の換気空調系ルーバーなどの外壁開口部の水密化等の対策、タービン建屋等の貫通部からの浸水防止等の対策をとること、非常用ディーゼル発電機及び配電盤等の重要機器が設置されている機械室への浸水防止等の対策をとること、既設の非常用ディーゼル発電機(水冷式)を冷却するための海水系ポンプを津波から防護するための防水構造の建屋を設置し、電気系統の配線の貫通口を水密化する対策をとることなどの結果回避措置を講じるべき義務は導き出されず、後知恵によるものにすぎない。

むしろ、仮に、福島第一発電所事故前の知見を前提に、被告東電の

2008年試算を用いた津波対策を施す場合には、ドライサイトを維持するために防潮壁を作るとというのが工学的に妥当な発想であるところ、「試算結果による津波が襲来することを前提とした場合、津波の10m盤への遡上を防ぐための措置としては、上記試算結果による津波の遡上地点とされた敷地南側の10m盤に防潮堤を設置することが考えられる」(乙B第182号証資料1・5ページ、資料2・6ページ)。

- ・岡本孝司「意見書」(乙B第175号証)
- ・山口彰「意見書」(乙B第180号証)
- ・今村文彦「意見書」(乙B第187号証)
- ・阿部清治「意見書」(乙B第186号証)

2-3-4 回避可能性

- (1) 上記2-3-3で原告らが主張する結果回避措置を講じるためには、少なくとも2年程度の期間を要するという原告らの主張を前提にすると、被告東電による上記試算が被告国(保安院)に報告されたのは、本件地震の4日前である平成23年3月7日であったのであるから(甲B第1号証の1・政府事故調査中間報告書・本文編404ページ)、上記試算を根拠とする規制権限行使によって福島第一発電所事故の発生を回避することは不可能であった。
- (2) 上記2-3-3のとおり、仮に、福島第一発電所事故前の知見を前提に、被告東電の2008年試算を用いた津波対策を施す場合には、津波の遡上地点とされた敷地南側の10m盤に防潮堤を設置することが考えられるところ、かかる措置を講じたとしても、本件地震による津波の遡上を防げず、福島第一発電所事故は回避できなかった。
- (3) また、原告らが一般的な津波防護措置として主張するタービン建屋等の人の出入り口、大物(機器)搬入口などに強度強化扉と水密扉の

二重扉等を設置すること、タービン建屋等の換気空調系ルーバーなどの外壁開口部の水密化等の対策、タービン建屋等の貫通部からの浸水防止等の対策をとること、非常用ディーゼル発電機及び配電盤等の重要機器が設置されている機械室への浸水防止等の対策をとること、既設の非常用ディーゼル発電機（水冷式）を冷却するための海水系ポンプを津波から防護するための防水構造の建屋を設置し、電気系統の配線の貫通口を水密化する対策をとることなどの措置は、水圧、波力、漂流物による衝撃力や地震動に対する耐震性についても考慮されていないところ、これらの措置を講じたとしても、本件地震による津波の遡上を防げず、福島第一発電所事故が回避できたとはいえない。

(4) さらに、上記 2-3-3 で原告らが主張する結果回避措置を講じるとしても、これには優に約 5 年を超える期間を要するから、被告国の規制権限不行使の違法を問う時期を平成 18 年とすると、結果回避措置が完成するのは、平成 25 年ないし平成 26 年となる見込みであり、そうすると、平成 23 年 3 月 11 日に発生した福島第一発電所事故を回避することはできなかった。

- ・青木一哉「意見書」(乙B第189号証)
- ・阿部清治「意見書」(乙B第186号証)

2-3-5 その他の事情

(1) シビアアクシデント対策について、電気事業者の自主的な取組として行政指導等を行ってきたことが当時の知見に照らし不合理とはいえないこと

原子力安全委員会は、スリーマイルアイランド原子力発電所事故及びチェルノブイリ原子力発電所事故を受けてシビアアクシデント対策について検討を進めることとし、平成 4 年 5 月 28 日、「発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデント

マネジメントについて」を決定した（甲B第76号証）。同決定は、当時の技術的知見に照らし、既存の安全規制において原子炉施設の安全性は十分確保されていることを前提とし、シビアアクシデント対策は「これまでの対策によって十分低くなっているリスクを更に低減するための」措置とし（同号証・27ページ）、「アクシデントマネジメントを整備し、万一の場合にこれを的確に実施することは、強く奨励もしくは期待されるべき」と位置づけたものであり（同号証・26ページ）、シビアアクシデント対策を「状況に応じて原子炉設置者がその知見を駆使して臨機にかつ柔軟に行なわれることが望まれるものである。」（同号証・27ページ）としているとおり、シビアアクシデント対策を事業者の自主的取組とすることが、より有効かつ適切な対策を行い得るとの認識を前提としていた。

諸外国においても、スリーマイルアイランド原子力発電所事故及びチェルノブイリ原子力発電所事故によりシビアアクシデント対策の重要性が認識され、各国で検討が行われてきたが、例えば、米国において、既設炉について、シビアアクシデント対策を事業者の自主的な取組とするなど、シビアアクシデント対策について各国で対応が異なっており、シビアアクシデント対策について世界的にみて共通の確立した見解があったとは認められない。

IAEAが行う総合原子力安全規制評価サービス（IRRS）において、日本の原子力に対する安全規制は良好であると評価され、シビアアクシデント対策の法規制化を求められていない。

(2) 国が地震、津波の各知見について適切に対応し、措置を講じてきたこと

ア 耐震バックチェック

原子力安全委員会は、平成18年9月19日、昭和56年の旧指

針策定以降の地震学及び地震工学に関する新たな知見の蓄積並びに発電用軽水型原子炉施設の耐震設計技術の著しい改良及び進歩を反映し、旧指針を全面的に見直すとの趣旨から、耐震設計審査指針を改訂した。

保安院は、同月20日、上記改訂指針を受け、被告東電を含む原子力事業者に対し、既設の発電用原子炉施設等について、改訂された耐震指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、報告するよう指示した（耐震バックチェック）。この耐震バックチェックは、改訂指針を適用して評価することにより、既設の原子炉施設においても、原子炉施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると思定することが適切な津波によっても施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないか、行政指導として、改めて検討することを求めたものである。

被告東電は、平成20年3月31日、保安院に対し、福島第一発電所について、耐震バックチェック中間報告書を提出した。保安院は、合同WGの議論に基づき、平成21年7月21日付けで、評価書を作成し、同日、被告東電にこれを通知した（乙B第47号証）。同評価書は、原子力安全委員会により更に審議され、原子力安全委員会は、同評価書をいずれも妥当なものと認め、その旨の原子力安全委員会決定をした（乙B第48号証）。

保安院は、平成22年6月頃、電気事業連合会に連絡し、各事業者のバックチェックの進捗状況をまとめた一覧表を作成させた上、作業が遅れている被告東電等の事業者に対して、保安院として津波対策を含む最終報告書の早期提出を促すべく、指示を出すことを検討していることを伝えた。保安院は、平成23年3月7日にも、被告東電に対して、早期に津波対策についての検討を行い、バックチ

エックの最終報告を提出するよう促していた（甲B第1号証の1・政府事故調査中間報告書404ページ以下）。

イ 知見の収集

保安院は、最新の科学的・技術的知見を収集し、必要なものは原子力施設の耐震安全性評価に反映する等、耐震安全性の一層の向上に向けた取組を継続していくことなどを目的として、平成21年5月に、原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映の仕組みとして、「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等について（内規）」を定めるとともに、この内規に基づく対応（科学的・技術的知見の収集、整理及び報告等）を原子力事業者及び原子力安全基盤機構に対して指示した（乙B第49号証）。この指示に基づいて、原子力事業者及び原子力安全基盤機構は、平成21年度（平成21年4月1日～平成22年3月31日）における、内外の論文・雑誌等の刊行物、学協会等報告、国の機関等の報告等から科学的・技術的知見を収集して整理の上、平成22年4月、これを保安院に報告した（乙B第50号証）。

地震本部の事務局である文部科学省は、平成17年10月、国立大学法人東北大学に対し、「宮城県沖地震における重点的調査観測」との題目で、長期評価によっても明らかになっていなかった、宮城県沖地震アスペリティ周辺におけるプレート間すべりのモニタリングの実現と地震活動の時空間特性の把握、「連動型」宮城県沖地震の活動履歴の解明を目標として、業務を委託し（甲B第13号証の1～6）、宮城県沖地震の解明に努めるなどしていた（乙B第35号証）。

貞観地震及び貞観津波に関して、合同WGは、被告東電に対し、

貞観地震及び貞観津波に関する検討を指示し、保安院は、被告東電の耐震バックチェック中間報告書に対する評価書（乙B第30号証、同第31号証）において、貞観地震に係る津波堆積物や津波の波源等に関する調査研究の成果に応じた適切な対応を取るべきとの指摘をし、平成21年8月7日に開催された原子力安全委員会地震・地震動評価委員会及び施設健全性評価委員会ワーキング・グループ1の第14回会議においても同様の説明をした（乙B第32号証・23ページ）。さらに、被告東電は、平成22年5月、福島県沿岸において実施した津波堆積物調査の結果を保安院担当者に報告したが、保安院担当者は、被告東電に対し、「津波堆積物が発見されなかったことをもって津波がなかったと評価することはできない。」などと伝えて、貞観津波についての更なる検討を促した（甲B第1号証の1・本文編403ページ参照）。

(3) 国のシビアアクシデント対策に関する行政指導等が不十分であった
とはいえないこと

通商産業省資源エネルギー庁は、平成4年6月、原子力発電プラントの安全性等の向上を目的として、約10年ごとに最新の技術的知見に基づき各原子力発電所の安全性を総合的に再評価することを主目的として、定期安全レビュー（PSR）の実施を事業者に対して、行政指導として要請し（乙B第37号証）、同年7月、「アクシデントマネジメントの今後の進め方について」を取りまとめ（甲B第81号証）、同月28日「原子力発電所内におけるアクシデントマネジメントの整備について」と題する資源エネルギー庁公益事業部長名の行政指導文書を発出し（乙B第38号証）、事業者に対し、アクシデントマネジメントの整備を求めた。

通商産業省は、平成6年3月、被告東電を含む電気事業者から、ア

クシデントマネジメント検討報告書の提出を受け、同年10月、同報告書の技術的妥当性を検討し、検討結果を取りまとめ（甲B第83号証）、原子力安全委員会に報告した。通商産業省は、同報告の中で、被告東電を含む電気事業者に対して、おおむね平成12年をめどにアクシデントマネジメントの整備を促していた。

原子力安全委員会は、平成9年10月、平成4年5月の決定方針を見直し、よりの確かつ実効的な確率論的安全評価を踏まえた円滑な整備が期待されるという見地から、「今後新しく設置される原子炉施設については、当該原子炉施設の詳細設計の段階以降速やかに、アクシデントマネジメントの実施方針（設備上の具体策、手順書の整備、要員の教育訓練等）について、行政庁から報告を受け、検討することとする。この検討結果を受け、原子炉設置者は、アクシデントマネジメント策を当該原子炉施設の燃料装荷前までに整備することとする。」とした（乙B第39号証）。

保安院は、平成14年1月11日付けで、被告東電を含む電気事業者に対して、被告東電らが既に実施していた代表炉以外の原子炉施設についても、可及的速やかにアクシデントマネジメント策導入後の確率論的安全評価を実施した上、その結果を報告するよう求めた。また、保安院は、平成14年4月、アクシデントマネジメントの実効性を確保する観点から、原子力発電技術顧問会の専門的意見を参考にしつつ、アクシデントマネジメント整備上の基本要件について検討を行い、これを取りまとめた（乙B第40号証）。

保安院は、被告東電から提出されたアクシデントマネジメント整備報告書及びアクシデントマネジメント整備有効性評価報告書を受け、「アクシデントマネジメント整備上の基本要件」に照らしたアクシデントマネジメント整備結果の評価、確率論的安全評価によるアクシデ

ントマネジメントの有効性評価などを行い、平成14年10月、評価結果を取りまとめ（甲B第84号証）、原子力安全委員会へ報告した。

保安院は、平成16年3月、被告東電から「アクシデントマネジメント整備後確率論的安全評価報告書」の提出を受け、代表炉以外の原子炉施設の確率論的安全評価の結果について、代表炉との比較の観点から、全炉心損傷頻度に着目し、その結果に有意な差が認められるものについては、その要因を分析した。さらに、当該要因について、確率論的安全評価結果の代表炉との相違を定量的に評価するため、財団法人原子力発電技術機構原子力安全解析所（当時、後の原子力安全基盤機構解析評価部）に委託するなどして、事業者とは独立してその有効性を確認し、平成16年10月、評価結果を取りまとめ（乙B第43号証）、これを公表した。

以上のシビアアクシデント対策のほかに、被告国は、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震が設計時に算定していた地震動を大きく上回ったことや火災が発生したこと等から、安全確保に万全を期すべく、同月20日、化学消防車の配置等の自衛消防体制の強化等を各事業者に指示した（乙B第45号証）。

(4) 省令62号が当時の科学的知見に照らして不合理な内容であるといえないこと

ア 省令62号8条の2、33条4項、16条5号、33条5項が内部事象を考慮し、地震、津波等の外部事象を考慮することを要求していなかったことが不合理であるとはいえないこと

原子力施設の安全確保対策の体系上、指針類において、自然現象のうち地震及び津波に対する設計上の考慮は、平成13年安全設計審査指針2のほか、平成18年耐震設計審査指針が定められており、地震、津波等の自然現象については、これらの指針の規定により、

原子炉施設の安全確保が図られている。一方、内部事象については、指針4以下において内部事象に対する設計上の考慮を求める規定を置いている。省令62号においても、地震を除く自然現象に対する規定は、平成13年安全設計審査指針2第2項を受けた同省令4条1項において規定されており、地震については、平成13年安全設計審査指針の指針2第1項及び耐震設計審査指針を受けた同省令5条において規定されている。そして、内部事象に対する設計上の考慮を規定する指針に対応する形で同省令6条以下の規定が置かれている。

省令62号8条の2、33条4項、16条5号、33条5項は内部事象についての規定である。

地震及び津波という自然現象（外部事象）に対する安全性は、平成13年安全設計審査指針2及び耐震設計審査指針において考慮され、それを前提として省令62号33条などの各系統についての規定においては、内部事象に対する安全性が確保されることを求め、全体として、原子炉施設の安全性を確認することとされていた。かかる安全確保対策の体系は、裁判例においても、合理性を有するものと評価されていた。

イ 単一故障の仮定による安全評価の手法が妥当性を有すること

単一故障の仮定は、安全系の設計が安全設計審査指針及び安全評価審査指針の要求を満足していることを確認するとともに、作動を要求されている諸系統間の協調性や、手動操作を必要とする場合の運転員の役割等を含め、安全系全体としての機能と性能が確保されていることを確認するためであり、目的において合理性を有する。また、単一故障の仮定においては、厳しい条件下での事故解析評価が要求されている。単一故障の仮定による事象及び解析条件は、専

門家が数多くの事象を念頭に専門技術的な検討を行い、これらの事象及び解析条件を考慮して設計上の妥当性が確認できれば、実際に起こり得る事象を包絡し、十分安全性を確保することができるものとして合意し、原子力安全委員会が決定したものであり、妥当性を有する。単一故障の仮定は、裁判例においても合理性を有するものと評価されており、新規制基準の下でも維持されている。

(5) 本件規制権限を行使しなかったことが著しく合理性を欠くとは認められないこと

地震・津波に関する主要な知見によっても、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波が福島第一発電所に発生又は到来することについて予見可能性は認められなかったのであるから、省令62号4条1項、33条4項等に基づき技術基準適合命令を発令する要件はなかった。また、原告らが予見可能であったとする知見を前提とする措置を講じたとしても、福島第一発電所事故を回避できなかった上、被告国は、原子炉施設の一層の安全性を確保する観点から、予見可能性の根拠とならない知見についても電気事業者に収集・検討を指示し、耐震バックチェックの実施を促すなどの行政指導を行っていたのであるから、これらの事情を総合すれば、規制権限の不行使が著しく合理性を欠くと評価されることはない。

2-4 「独立性」欠如是正義務に関する規制権限不行使の違法性

2-4-1 回避義務

原告らは、独立性欠如是正措置として、O. P. + 32メートルの高台等の被水の可能性のない高所に、各号機ごとに、海水による冷却を必要としない非常用電源設備及びその附属設備を設置するよう省令62号33条4項等に基づき規制権限を行使すべきであったと主張するが、地震・津波に関する主要な知見によっても、本件地震及びこれ

に伴う津波と同規模の地震及び津波が福島第一発電所に発生又は到来することについて予見可能性は認められなかったのであるから、予見義務は認められず、そうである以上、結果回避義務も生じない。

2-4-2 回避可能性

- (1) 上記2-3-4(1)及び(2)で述べたとおりである。
- (2) また、原告らが、独立性欠如是正措置として主張するO. P. + 3.2メートルの高台等の被水の可能性のない高所に、各号機ごとに、海水による冷却を必要としない非常用電源設備及びその附属設備を設置することなどの措置によっても、本件地震による津波の遡上を防げず、また、地震動等により同措置自体の機能が喪失する可能性もあるため、福島第一発電所事故が回避できたとはいえない。なお、省令62号33条4項は、津波を含む外部事象に対しても非常用電源設備及びその附属設備の独立性を要求するものではなかった。
- (3) さらに、上記2-4-1で原告らが主張する結果回避措置を講じるとしても、これには優に約5年を超える期間を要するから、被告国の規制権限不行使の違法を問う時期を平成18年とすると、結果回避措置が完成するのは、平成25年ないし平成26年となる見込みであり、そうすると、平成23年3月11日に発生した福島第一発電所事故を回避することはできなかった。

2-4-3 その他の事情

上記2-3-5で述べたとおりである。

地震・津波に関する主要な知見によっても、本件地震及びこれに伴う津波と同規模の地震及び津波が福島第一発電所に発生又は到来することについて予見可能性は認められなかったのであるから、省令62号33条4項に基づき技術基準適合命令を発令する要件はなかった。

2-5 シビアアクシデント対策義務（代替設備確保義務）違反に関する規制権

限不行使の違法性

2-5-1 回避義務

原告らは、シビアアクシデント対策として、緊急車輛（交流電源車・直流電源車）を配備することなどの措置を講じさせるべきであったとするが、経済産業大臣は、平成14年又は平成18年当時、省令62号でシビアアクシデント対策として規制する権限を有していなかったから、省令62号により上記対策を講じさせることはできなかった。

2-5-2 回避可能性

- (1) 上記2-3-4(1)及び(2)で述べたとおりである。
- (2) また、原告らが、シビアアクシデント対策として工事させるべきであったとする緊急車輛（交流電源車・直流電源車）の配備などの措置によっても、本件地震による津波の遡上を防げず、また、地震動により敷地が損壊し、電源車が移動できないなどの事態も生じ得るため、福島第一発電所事故が回避できたとはいえない。
- (3) さらに、上記2-5-1で原告らが主張する結果回避措置を講じるとしても、これには優に約5年を超える期間を要するから、被告国の規制権限不行使の違法を問う時期を平成18年とすると、結果回避措置が完成するのは、平成25年ないし平成26年となる見込みであり、そうすると、平成23年3月11日に発生した福島第一発電所事故を回避することはできなかった。

2-5-3 その他の事情

上記2-3-5で述べたとおりである。

2-6 相互の保証について

2-6-1 韓国について

相互の保証があることにつき、主張立証責任を負う原告らによる十分な主張立証がないため、争う。

2-6-2 中国について

相互保証の要件を満たさない。

- ・調査訓令（国家賠償に関する外国立法例の調査・回答）（乙B第229号証）

2-6-3 フィリピンについて

相互保証の要件を満たさない。

- ・調査訓令（国家賠償に関する外国立法例：フィリピン回答）（乙B第260号証）

2-6-4 ウクライナについて

相互の保証があることにつき、主張立証責任を負う原告らによる十分な主張立証がないため、争う。

3 被告東電の損害賠償責任

4 損害

4-1 平穏生活権侵害

最高裁判例や裁判例は、客観的根拠を伴わない主観的利益侵害を認めることに消極的であって、人格権や、法的保護に値する利益への侵害を認めるに当たって客観性を求めており、健康リスクに対する侵害を認めるに当たっては、抽象的な危険では足りず、具体的な危険、すなわち、客観的なし科学的根拠により被害の生じる蓋然性を求めているところ、年間100ミリシーベルト以下の被ばくによる健康に対するリスクは科学的に実証されておらず、仮にそのリスクが存在するとしても、他の要因による影響に隠れてしまうほど小さいものであって、具体的な危険が生じるものとはいえない。また、原告らの放射性物質による被ばくに対する不安感の有無・程度は、千差万別であって、原告らに共通して存在するものとは認め難い。

そうすると、原告らがいう不安感や危惧感は、具体的な危険を伴うもの

とはいえず、原告らに共通の精神的損害が生じていると認めることも困難であるから、原告らがいう低線量被ばくによる平穩生活権侵害に伴う精神的損害は、福島第一発電所事故との間に相当因果関係の認められる損害とはいえない。

中間指針等で示された精神的苦痛に対する賠償の範囲を超える部分については、特段の主張立証がない限り、福島第一発電所事故との相当因果関係が認められないところ、本件では、特段の主張立証がないから、原告らは、中間指針等で示された精神的苦痛に対する賠償の範囲を超えて慰謝料の支払を求めることはできない。

4-2 「ふるさと喪失」損害

中間指針に定める避難等に係る精神的損害は、避難等対象者が、避難を余儀なくされ、いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状況に置かれることをも踏まえて策定されたものであり（甲B第113号証52ページ参照）、中間指針第四次追補において賠償の対象となっている精神的苦痛、すなわち「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」（丙A第5号証5, 6ページ）は、原告らが「ふるさと」喪失慰謝料として損害賠償の支払を求める精神的損害の範囲に含まれると考えられる。したがって、原告らが主張するふるさと喪失による精神的損害は、中間指針等で示された賠償の対象となっている精神的損害に含まれていると考えられるため、原告らが中間指針等の範囲を超えて慰謝料の支払を求めることはできない。

4-3 弁済の抗弁について

仮に、中間指針等で示された精神的苦痛に対する賠償の範囲を超える部分の損害が認められる場合、被告東電の弁済の抗弁を援用する。

以上

別紙10

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号,
平成26年(ワ)第14号, 同第165号, 同第166号 原状回復等請求事件
原告 〇〇〇〇 外
被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力準備書面(40)
(争点一覧表についての被告東京電力の主張の要旨)

平成29年3月17日

福島地方裁判所 第一民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人弁護士

	棚	村	友	博
同	岡	内	真	哉
同	上	野	潤	一
同	奥	原	靖	裕
同	小	林	優	嗣

平成29年1月30日付けの貴庁の「争点一覧表」についての、被告東京電力の主張の要旨は、別紙のどおりである。

以上

1 原状回復請求

1-1 請求の特定性

原告らの請求の趣旨第1項における原状回復請求は、そもそも対象となる土地の範囲及び境界が特定されておらず、集合住宅の場合における対象土地の範囲も不明であるから、原告らが求める作為の対象が特定されておらず、また、原告らが求める空間線量率を達成するために必要となる除染作業を行うべき場所的範囲についても特定されていない。さらに、原告らが求める作為を実現するための具体的な方法も特定されておらず、除染を行うに当たって必要となり得る利害関係人としての第三者の同意の存在及びその内容についても何ら明らかにされず、特定されていない。また、原告らが求める毎時0.04マイクロシーベルトという空間線量率を実現することが可能であるという点についても何ら客観的に根拠付けられていない。

したがって、原告らの原状回復請求はその具体的な作為の対象及び内容が特定されておらず、またその作為の実現可能性自体についても明らかにされていないものであるから、請求の特定を欠き、強制執行により実現することもできないものであって、不適法である。

1-3 不法行為に基づく請求の成否

原告らは、民法上の不法行為に基づいて原状回復を求めているが、不法行為に基づく妨害排除請求は明確に否定されており（最判昭和43年7月4日民集91号567頁）、不法行為に基づき原状回復請求を求めることができない。

1-4 人格権に基づく請求の成否

争う。

3 被告東電の損害賠償責任

3-1 一般不法行為に基づく請求の可否

原子炉の運転等に起因する原子力損害に係る賠償責任については、専ら原賠法に

基づいて規律されるものであり、民法上の一般不法行為に基づき損害賠償請求をすることはできない。本件訴訟における原告らの慰謝料請求は本件事故による原子力損害の賠償を求めるものであるから、民法709条に基づく原告らの主張（主位的請求）については、その余の点を判断するまでもなく、理由がない。

3-2 請求の適法性

原告らの請求の趣旨第3項「被告らは、各自、各原告に対して、平成25年3月11日から各原告の第1項記載の居住地において空間線量率が1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下となるまでの間、1か月金5万5000円の割合による金員を支払え」との請求は、前記1-1で述べたとおり、不適法な請求である請求の趣旨第1項の請求が特定可能でありかつ実現可能であることを前提としている点において、全体として不適法である。

3-3 請求権の成否

被告東京電力が本件事故に関して、原賠法3条1項本文の「原子力事業者」に当たるとは争わないが、東電公表賠償額を超える原告らの慰謝料請求には理由がなく、原告らの被告東京電力に対する損害賠償請求については、いずれも争う。

4 損害

4-0 基礎となる事情

(1) 政府による避難指示等の経緯

ア 本件事故発生から平成23年4月21日までの避難指示等対象区域

政府は、本件事故が発生した平成23年3月11日に原子力災害対策本部を設置し、同日、本件原発から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難の指示をし、半径3キロメートルから10キロメートル圏内を屋内退避指示区域として指定した（丙C2）。

同月12日には、避難指示の対象となる区域を福島第二原子力発電所から半径10キロメートル圏内及び本件原発から半径20キロメートル圏内に変更し

(丙C3, 丙C4), 同月15日には, 屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内とした(丙C5)。

その後, 政府は, 同年4月21日, 福島第二原子力発電所に係る避難指示の対象区域を半径8キロメートル圏内に変更するとともに(丙C6), 同日, 本件原発から半径20キロメートル圏内を警戒区域に設定し, 緊急事態応急対策に従事する者以外の者について, 市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き, 当該区域への立入りを禁止するとともに, 当該区域からの退去を命じた(丙C7)。

イ 平成23年4月22日の指示

その上で, 同月22日には, 本件原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内に指示されていた屋内退避の指示が解除され, 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域が設定された(丙C8)。なお, この緊急時避難準備区域の指定は, 平成23年9月30日をもって解除されている(丙C9)。

ウ 南相馬市における住民に対する一時避難の要請

南相馬市は, 平成23年3月16日に, 市民の生活の安全確保等を理由として, その独自の判断に基づいて, 南相馬市の住民に対して一時避難を要請したが, 屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日には, 引き続き警戒区域, 計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された区域を除く南相馬市内の区域から避難していた住民に対して, 自宅での生活が可能なる者の帰宅を許容する旨の見解が示されている(丙A2の8頁参照)。

エ 特定避難勧奨地点の指定

計画的避難区域及び警戒区域以外の場所であって, 地域的な広がりは見られないが, 本件事故発生から1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される空間放射線量率が続いている地点については, そこに居住する住民に対して注意喚起, 自主的避難の支援・促進を行うことを趣旨として, 政府によって住居単位で特定避難勧奨地点が指定されている。

オ 避難指示区域の見直し

その後、平成23年12月16日、原子力災害対策本部において、本件原発の原子炉は安定状態を達成し、事故そのものは収束に至ったことが確認され、原子炉の「冷温停止状態」の達成、使用済燃料プールのより安定的な冷却の確保等の目標が達成されていることから、発電所全体の安全性が総合的に確保されていると判断され、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ2の目標達成と完了が確認された旨公表された(丙C12、東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋(ステップ2完了)のポイント)。

その上で、平成23年12月26日、政府の原子力災害対策本部より、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(丙C13)が公表された。

この中で、政府の原子力災害対策本部は、上記ステップ2の完了を受けて、警戒区域及び避難指示区域の見直しについて具体的な検討を開始する環境が整ったとして、警戒区域及びその他の避難指示区域の見直しの基本的な考え方が以下のとおり整理された(丙C13の7頁以下)。

(ア) 警戒区域の解除について

本件原発の20キロメートルに設定されている警戒区域は、同原発の状況が不安定な中であって、再び事態が深刻化し住民が一度に大量の放射線を被ばくするリスクを回避することを目的に設定されたものであるが、事故収束に向けてのステップ2の完了により、本件原発の安全性が確認され、今後、本件原発から大量の放射性物質が放出され、住民の生命又は身体が緊急かつ重大な危険にさらされるおそれはなくなったものと判断されることから、警戒区域は、基本的には解除の手続きに入ることが妥当である。

(イ) 避難指示解除準備区域

現在の避難指示区域のうち、年間積算線量20ミリシーベルト以下とな

ることが確実であることが確認された地域を「避難指示解除準備区域」に設定し、同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域とする。

(ウ) 居住制限区域

現在の避難指示区域のうち、現時点からの年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域を「居住制限区域」に設定し、同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。また、同区域は、除染や放射性物質の自然減衰などによって、住民が受ける年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実であることが確認された場合には、「避難指示解除準備区域」に移行することとする。

(エ) 帰還困難区域

長期間、帰還が困難であることが予想される区域を「帰還困難区域」として特定し、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域を「帰還困難区域」に設定する。

このような考え方にに基づき、その後、警戒区域及び計画的避難区域について、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域への見直しが行われている。

(2) 避難指示区域内の状況

ア 避難指示区域に該当する市町村

現在、避難指示区域に指定されている福島県内の市町村は、大熊町、富岡町、双葉町、浪江町、葛尾村（一部）、飯舘村、川俣町（一部）、南相馬市（一部）である（丙C159の15頁）。

また、現在は避難指示区域の指定が解除されているものの、かつては、同指定を受けていた市町村として、田村市、檜葉町及び川内村がある。

さらに、葛尾村についてはその一部地域が平成28年6月12日に、南相馬市についてはその一部地域が平成28年7月12日に解除されている。

政府による避難指示の解除（＝避難指示解除準備区域の指定の解除）の要件は、平成23年12月26日に公表されている原子力災害対策本部の考え方によれば、「電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する」とされている（丙C1.3の8頁、丙C3.3の1の7頁参照）。

イ 避難指示区域内において許容されている活動等

避難指示区域内で実施することができる活動及びできない活動等を整理すると、以下のとおりである（丙C3.4）。

（ア）避難指示解除準備区域

避難指示解除準備区域においては、以下の活動を行うことができる（ただし、一定の行政上の手続きを必要とする場合がある。）。

- ① 主要道路における通過交通
- ② 住民の方の一時的な帰宅（特例宿泊等の場合を除き、原則として宿泊はできない。）
- ③ 公益を目的とした立入り（除染、防災・防犯、公的インフラの復旧、農地の保全管理等）
- ④ 復旧・復興に不可欠な区域内の事業所の再開又は新設を伴う事業（金融機関、廃棄物処理、ガソリンスタンド等）
- ⑤ 復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者等を対象とした事業（小規模小売店、食堂、診療所等については、防災・防犯等に留意すること

とを前提に、市町村長の判断のもとで事業ができるとされている。)

- ⑥ 製造業等居住者を対象としない事業
- ⑦ 営農・営林
- ⑧ 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り（事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入り等）

他方、本区域内での宿泊（特例宿泊等の場合を除く。）、本区域外からの集客を主とする事業（本区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業等）及び本区域内での宿泊者（特例宿泊等の場合を除く。）の存在を前提に実施される事業については、避難指示解除準備区域内ではできないとされている（以上、丙C34の3頁参照）。

(イ) 居住制限区域

居住制限区域においては、以下の活動を行うことができる（ただし、一定の行政上の手続きを必要とする場合がある。）。

- ① 主要道路における通過交通
- ② 住民の方の一時的な帰宅（特例宿泊等の場合を除き、原則として宿泊はできない。）
- ③ 公益を目的とした立入り（除染、防災・防犯、公的インフラの復旧、農地の保全管理等）
- ④ 復旧・復興に不可欠な事業、復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者等を対象とした事業、製造業等居住者を対象としない事業、営農のうち、別途の手続きによって例外的に認められたもの
- ⑤ 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り（事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入り等）

他方、本区域内での宿泊（特例宿泊等の場合を除く。）、本区域外から

の集客を主とする事業(本区域外からの集客を主とする宿泊業,観光業等)及び本区域内での宿泊者(特例宿泊等の場合を除く。)の存在を前提に実施される事業については,居住制限区域内ではできないとされている(以上,丙C34の4頁参照)。

(ウ) 帰還困難区域

帰還困難区域においては,住民の方々に対して避難の徹底を求める区域とされているが,例外的に,住民の方の意向に配慮した形での一時立入りが可能であるとされている(引越業者や修繕等業者の帯同も可能。)。また,一定の要件に該当する場合は指定された帰還困難区域内の道路を通過することができ,さらに,復旧・復興に不可欠な事業であって別途の手続きにより認められたものを実施することができるものとされている(ただし,一定の行政上の手続きが必要とされている。)(以上,丙C34の5頁参照)。

ウ 避難指示区域内での避難指示の解除及び活動再開の状況

避難指示解除準備区域及び居住制限区域を中心として,避難指示区域の見直し時点以降,事業活動を含む活動が一部実施可能となっていることから,事業活動を含む諸活動が再開されつつあり,また,大熊町及び双葉町を除き,平成29年4月1日までに帰還困難区域を除く避難指示については既に解除され又は解除される予定である。

農業について,米の作付等については,農林水産省の定めた「米の作付等に関する方針」(丙C35の2枚目)において,帰還困難区域は「作付制限」,居住制限区域は「農地保全・試験栽培」,避難指示解除準備区域は「作付再開準備」,避難指示区域外は「全量生産管理」と区域ごとに米の作付等についての方針を定めており,平成28年産米の作付については,これに基づき,居住制限区域,避難指示解除準備区域,避難指示区域外において,農地保全・試験栽培の実施,実証栽培等による作付再開準備,全量生産出荷管理が行われてい

る（以上、丙C240の1及び丙C240の2）。

また、避難指示区域内の各市町村においても、以下のとおり避難指示や解除の状況や帰還の開始の動きを踏まえて、活動が再開している。

① 浪江町における活動再開の状況

全域が避難指示区域に指定されている浪江町においては、避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、平成29年3月31日をもって、避難指示が解除される見込みである。コンビニエンスストアを含めて49事業の再開、役場敷地内の商業施設（10店舗）のオープン、農業の出荷開始など事業活動を含む活動が再開されつつある。

② 富岡町における活動再開の状況

富岡町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域は、平成29年4月1日に避難指示が解除される見込みである。既に総合商業施設の先行開業、診療所の開所や医療センターの開院予定、災害公営住宅の設置決定、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアの再開・新設、富岡駅のホテル建設をはじめとする民間の動向など、事業活動が活発化している。

③ 飯館村における活動再開の状況

全域が避難指示区域に指定されている飯館村においても、避難指示解除準備区域及び居住制限区域については平成29年3月31日をもって避難指示が解除されることが決定されている。合計49の事業所の再開やクリニックの診療再開、繁殖牛の飼養実証の実施、林業活動再開に向けた実証実験の実施など事業活動を含む活動が再開されつつある。

④ 南相馬市（小高区）（避難指示区域の指定は既に解除）の活動再開の状況

旧警戒区域（本件原発から半径20キロメートル圏内）に位置する南相馬市小高区において、平成28年7月12日に避難指示が解除され、52事業所の事業再開、多数の商業施設の営業再開、銀行、郵便局の再開などの事業活動を含む活動が回復しつつある。

⑤ 田村市（避難指示は既に解除）の活動再開の状況

田村市においては、前述のとおり、平成26年4月1日をもって避難指示解除準備区域の指定が解除されており、同日以降は避難指示の対象となっていない。避難指示解除前後には田村市において、診療所の再開、全量生産出荷管理の下での25年稲の作付開始、工場の増設、商業施設の開業などの取り組みが行われている。

⑥ 川内村（避難指示は既に解除）の活動再開の状況

川内村の大字上川内及び同下川内の一部の区域については、かつては避難指示解除準備区域に指定されていたが、平成26年10月1日をもって、同指定は解除され（丙C30の1～丙C30の3）、また、大字下川内の字貝ノ坂及び字荻の全ての区域も避難指示解除準備区域に指定されていたが、平成28年6月14日をもって、同指定は解除されている。この避難指示解除に当たっては川内村において、工場の進出、商業施設の開業や新たな災害公営住宅の整備等の取り組みが行われている。

⑦ 檜葉町（避難指示は既に解除）の活動再開の状況

檜葉町においては、平成24年8月10日以降、本件原発から半径20キロメートル圏内に位置する檜葉町井出等の区域が避難指示解除準備区域に指定されていたが（丙C32）、平成27年9月5日以降、同指定は解除されている（丙C29の1頁）。檜葉町においては、同避難指示解除から1年5か月以上が経過する過程において、復興加速・帰還に向けて、檜葉町役場における一部業務が開始、JR常磐線（広野～竜田間）の平成26年6月から運行再開、仮設商業施設の開設などの取り組みが行われている。

また、平成27年3月1日に、従前不通となっていた常磐富岡インターチェンジと浪江インターチェンジ間（14.3キロメートル）が開通することにより、常磐自動車道が全線開通するに至り、交通の利便性が改善されている（丙C45）。

また、本件事故後における除染の進展等の状況の変化を踏まえながら、避難指示区域に指定された自治体においても、復旧・復興に向けての計画を策定して復興への取組みを始めている。各自治体ごとに復興計画には特色があるが、復興の拠点となる地区等を定めて、住民の帰還ができるよう、働く環境・住める環境を整備するための各種の施策が構想されるとともに、農業の再生、コミュニティの再生、企業の誘致、研究機能の集積等の様々な観点からの地域利用の計画等についてのまちづくりプランが定められている(丙C57～丙C65, 丙C254参照)。

以上のとおり、避難指示区域内においては、平成29年4月1日までに避難指示解除準備区域及び居住制限区域の解除がなされる予定であり、既に営農その他の事業活動が再開され、又はその準備が進みつつあり、生活環境の復旧・復興のための取組みが進められている。

エ 帰還困難区域以外の避難指示区域における特例宿泊及び準備宿泊の実施

(ア) 特例宿泊

政府(原子力災害対策本部)においては、平成24年12月29日より、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象として、対象市町村の要望を踏まえて、原則として宿泊ができない避難指示区域内において特例で宿泊することを認める特例宿泊を実施している。これまで、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆、お彼岸の時期等、合計12回行われている。

(イ) 「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」(準備宿泊)

「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」(準備宿泊)とは、避難指示が解除された場合にふるさとでの生活を円滑に再開するための準備作業を可能とするため、本来、避難指示区域内では禁止されている自宅等での宿泊を、希望する住民の方々について、登録手続を経た上で特例的に可能にするものであり、それぞれ、避難指示解除に先立って、準備宿泊が実施されている。

オ 避難指示区域における除染の取組み

本件事故に起因する除染等のための取組みに関しては、我が国の法令上、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

(平成23年8月30日法律第110号、以下「特措法」という。)に基づいて、国、地方公共団体等の責務等が定められている。

具体的には、除染等の措置等(特措法25条～42条)については、環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められること等の要件に該当する地域を「除染特別地域」として指定することができるものとしている(特措法25条1項)。

そして、環境大臣は、「除染特別区域」にあつては、当該区域内の除染等の措置等の実施に係る特別地域内除染実施計画を定めなければならない(同28条1項); 国は、「除染特別区域」について、特別地域内除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならないものとされ(同30条1項)、国が除染等の措置等の実施主体となることが法令上定められている。

避難指示区域内に所在する11市町村(本準備書面の第2、1で掲げた11市町村)は、いずれも避難指示区域内の「除染特別地域」に指定されており、国直轄による除染の対象区域となっている。

これらの市町村における除染の進捗状況(平成29年1月31日時点)は、①避難指示区域内の除染については、早期に避難指示解除を実現する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象として先行して実施され、②平成27年7月31日の時点において、避難指示区域内の除染等工事の発注率(除染対象面積等に対して契約済みの除染等工事の対象となっている面積等が占める割合。ただし、原則として帰還困難区域は含まない。)は、対象となる11市町村の全てにおいて、宅地・農地・森林・道路のいずれにおいても、100パーセントとなっており、③田村市、川内村、檜葉町、大熊町、葛尾村、川俣

町、双葉町、飯館村、富岡町においては面的除染の実施が終了するなど、避難指示区域内の除染（ただし、帰還困難区域を除く。）については、概ね平成28年度内までに終了することを目指して取り組みが進められている（丙C48及び丙C214の1及び2参照）。

カ 空間放射線量の状況

上記オで述べたような除染の取組みも踏まえて、避難指示区域内の空間放射線量も低減している。

政府による航空機モニタリングによる空間線量率測定調査の結果について、平成23年11月5日時点とその約2年後である平成25年11月19日時点のデータを比較すると、測定範囲全体の平均的な線量率は約50パーセント減少している（丙C33の1の9頁）。

また、避難指示区域内の各自治体の空間線量率測定値についても、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を中心として、避難指示区域内においても、空間放射線量は大きく低減している（丙C211）。そのような空間放射線量の状況は福島県内の新聞においても日々の測定結果が掲載されており、住民への情報提供がなされている。

キ 本件原発の状況

原子力災害対策本部は、平成23年12月16日、本件原発の原子炉は「冷温停止状態」に達し、不測の事態が発生した場合も敷地境界における被ばく線量が十分低い状態を維持することができるようになったため、安定状態を達成し、発電所の事故そのものは収束に至ったと公表している（丙C12）。

その後、本件原発1～4号機の廃止措置に向けて、中長期のロードマップに従い、4号機からの使用済み燃料及び燃料の取出しを完了するとともに、1～3号機の燃料取出しのためのがれき撤去等の準備作業を行っている。また、本件事故で溶けた燃料を冷やした水と地下水が混ざって生ずる汚染水に対する対策も講じられている（丙B65の1～3頁）。

また、平成24年以降における本件原発1号機ないし4号機原子炉建屋から新たに放出された放射性物質による本件原発の敷地境界上の被ばく線量は年間0.03ミリシーベルトにとどまっている（日本における平均の自然放射線による年間被ばく線量は約2.1ミリシーベルトであり、その約70分の1に相当する。同2頁、4頁）。平成29年1月10日時点での本件原発敷地境界での空間放射線量は、さらに低下し、0.565～2.021マイクロシーベルト/時となっており（丙B66）、年間20ミリシーベルトの線量水準を大きく下回るに至っており、本件原発は冷温停止状態を維持している（同2頁）。

このため、本件原発によって、原告らの生命、身体、財産に客観的かつ具体的な危険が及ぶという状況には全くない。

（3）避難指示区域外の状況

ア 旧屋内待避区域及び旧緊急時避難準備区域等

（ア）屋内退避区域及び緊急時避難準備区域の指定等の経緯

政府は、平成23年3月11日、半径3キロメートル以上10キロメートル圏内を屋内退避の指示対象区域として指定したが（丙C2）、同月12日、避難の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更し（丙C3、丙C4）、その後、同月15日、本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内について、住民は外出せず、自宅等、屋内に待機するよう指示する屋内退避指示をした（丙C5）。

政府は、その後、同年4月22日に、本件原発の20キロメートルから30キロメートル圏内に指示していた屋内への退避を解除する旨の指示をずるとともに、同時に、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定した（丙C8）。

この結果、本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内（屋内退避区域に指定されていた区域）については、同日をもって、計

画的避難区域（その後、避難指示区域に指定）、緊急時避難準備区域、それら以外の区域（以下「旧屋内退避区域」という。）の各区域に再編されることとなった（丙C8、丙C27参照）。

（イ）旧緊急時避難準備区域について

① 指定の内容

平成23年4月22日に指定された緊急時避難準備区域においては、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことが求められている（丙C8、丙C68）。

② 指定の解除

その後、かかる緊急時避難準備区域の指定については、関係自治体において復旧計画が策定され、福島県及び関係自治体首長との意見交換が行われ、緊密な連携が図られてきたこと、本件事故後の本件原発の施設安全性の観点からこれを解除することの妥当性が確認されたこと、原子力安全委員会（当時）からも解除について「差し支え無い」との回答があったこと、空間線量率等の観点から同区域の安全性が確認されることなどから、政府は、平成23年9月30日をもって、一括して、緊急時避難準備区域の全部の指定を解除した（丙C9、丙C69）。

③ 旧緊急時避難準備区域内の空間放射線量の状況

旧緊急時避難準備区域内の空間放射線量は、平成23年7月における調査時点において、概ね1.9マイクロシーベルト/時以下に低減しており、多くの測定地点において、1マイクロシーベルト/時以下となっている（丙C69の5頁のモニタリング結果参照、高さ1メートル。）。このように、旧緊急時避難準備区域の空間放射線量の状況については、政府による避難指示の基準である年間20ミリシーベルト（3.8マイクロシーベルト/時）の水準を概ね大きく下回るものであり、時間の経過に伴いさらに低減している状況にある。

④ 旧緊急時避難準備区域の本件事故後の状況について

旧緊急時避難準備区域においては、自治体による程度の相違はあるものの、役場の業務再開、商業施設や銀行の営業再開、医療施設の開設や再開、鉄道やバスの運行、小学校、中学校、高等学校の再開など生活インフラの再開や整備が進み、また、除染についても多くの自治体において実施率が計画に対して100パーセントとなっており、完了している状況にある。

(ウ) 旧屋内退避区域について

本件原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内に位置するいわき市内の区域（久之浜町，大久町，小川町，川前町の一部）が旧屋内退避区域に該当する。

旧屋内退避区域の空間放射線量は、平成23年6月においても、いわき市において、0.5マイクロシーベルト/時程度であり、平成24年以降はこれをさらに下回る状況にある（丙C71の2～丙C71の5，丙C202）。

このように、旧屋内退避区域の空間放射線量は、政府による避難指示の基準である年間20ミリシーベルト（3.8マイクロシーベルト/時）の水準を大きく下回り、相対的に低い数値となっており、時間の経過に伴いさらに低減している状況にある。

(エ) 南相馬市が住民に対して一時避難を要請した区域について

本件原発から半径30キロメートル圏外に位置する南相馬市内の区域（ただし、避難指示区域に指定された区域を除く。丙C29の2～4頁参照）がこれに該当し、主として南相馬市北部の鹿島区がこれに該当する。

南相馬市鹿島区の空間放射線量は、政府による避難指示の基準である年間20ミリシーベルト（3.8マイクロシーベルト/時）の水準を大きく下回っており、時間の経過に伴いさらに低減している。

イ 福島県内のその他の市町村について

(ア) 福島県内のその他の市町村の分類

避難指示区域、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び旧南相馬市が一時避難を要請した区域以外の福島県内の市町村については、概ね、①中間指針追補（丙A3）に基づく自主的避難等対象区域、②被告東京電力が自主的避難等に係る賠償の対象としている福島県県南地域、③上記①及び②以外の会津地域に分類することができる。

(イ) 福島県内の空間放射線量の状況

本件事故後における福島県内の空間放射線量は政府による避難指示の基準となる年間20ミリシーベルト（3.8マイクロシーベルト/時）を大きく下回っている上、避難指示等対象区域となった区域に比して本件原発からの距離が遠く、また、空間放射線量も相対的に低い（丙C71の1～丙C71の5、丙C202）。また、平成26年12月1日時点における福島県内の市の放射線量と世界の主要都市の放射線量との比較としても、福島市が0.17マイクロシーベルト/時、郡山市が0.10マイクロシーベルト/時、いわき市が0.07マイクロシーベルト/時であるのに対し、シンガポールが0.17マイクロシーベルト/時、ミュンヘンが0.12マイクロシーベルト/時、北京及びパリが0.10マイクロシーベルト/時であり、ほぼ同じ水準にある（丙C264の5頁）。

また、会津地域については、本件事故による精神的損害の賠償の対象区域とされている浜通り地域及び中通り地域との比較でも、本件原発からの距離が遠く、空間放射線量も低いものとなっている。

(ウ) 自主的避難の状況について

福島県内における自主的避難の状況は、本件事故発生直後の平成23年3月15日時点において、自主的避難者数は、40256人であり、その後一度減少したものの、同年9月22日の時点で50327人となってい

る。また、平成23年3月15日時点での各市町村の自主的避難者数及び人口に占める自主的避難者数の割合は、いわき市で1537.7人（人口比4.5%）、郡山市で5068人（人口比1.5%）、福島市で3234人（人口比1.1%）などとなっている（ただし、かかる自主的避難者数には、地震・津波による避難者数も含んでいる。）（以上、丙C92）。

また、復興庁によれば、平成28年10月時点においては、福島県全体の避難者数は約8.6万人、また、同年7月時点の避難指示区域等からの避難者数が約5.7万人であるとしており（丙C262の18頁）、これによれば、現在の自主的避難者数及び地震・津波のみを理由とする避難者数は、合計で約2.9万人を下回ると考えられ、本件事故以前の人口との比較による避難者の人口比はさらに低下していると考えられる。

また、東日本大震災による18歳未満の避難者数は、年々減少している（丙C94の1～丙C94の4、丙C263）。そして、本件事故発生前である平成23年3月1日時点での18歳未満人口（丙C95）と、上記の18歳未満の避難者数（平成27年4月1日、地震・津波による避難者を含む。丙C94の4）を比較すると、東日本大震災による避難に伴う18歳未満人口の減少率は、平均して約2.5パーセントにとどまっているという実情にある。

（エ）福島県内での除染への取り組み状況

福島県内においては、国が直轄除染を行う避難指示区域を除き、36の市町村において除染実施計画が策定され、市町村による除染が実施されている。そして、平成27年6月時点において、子どもの生活環境を含む公共施設等は約9割以上の進捗を示すなど予定した除染の終了に近づいており、また、その他、住宅・農地等の除染についても、約8割以上が発注されているなど、着実な除染の進捗がみられている（丙93の21頁参照）。

また、福島県の公表資料（丙C96）によれば、住宅の除染進捗戸数は

26万戸を超え、住宅等の除染が着実に進んでいる（同5頁）。

(オ) 福島県内の復興に向けての動向

本件事故後の福島県内における復興に向けての動きについては、以下のような動向がみられる。

- ① 福島県の鉱工業生産能力は、東日本大震災後、岩手県・宮城県と比べて落ち込みが長引いていたものの、現在は両県と同等の水準にまで回復している（丙C97）。
- ② 福島県の県内総生産（名目）は、平成22年度において6兆9765億円であったが、平成26年度においては7兆4993億円となり、8.1パーセントの増加となっている。また、県民所得も平成22年度と平成26年度との比較において、10.4パーセント増加している。（丙C264の18頁参照）。
- ③ 雇用動向については、震災後、福島県では全国平均を上回るペースで有効求人倍率が改善し、平成26年11月時点では、有効求人倍率は1.46倍となっている（丙C97の13頁）。
- ④ ふくしま産業復興企業立地補助金による企業立地支援が行われ、また、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金により、工場等の新・増設への支援が行われている（以上、丙C264の13頁、丙C97の14頁）。
- ⑤ 研究開発施設や再生可能エネルギー施設の誘致、新設が進められている。
- ⑥ 福島県への観光入込客数については、平成24年以降、本件事故以前の水準には至らないものの、回復基調となっている（丙C98の1、丙C98の2、丙C265）。
- ⑦ 福島県及び県内市町村においては、政府と一体となって、上記に述べたような取り組みも含めた復興に向けての総合的な施策が推進されている。

る状況にある（丙C264）。

また、福島県内の福島市、郡山市、いわき市、二本松市、須賀川市、伊達市などの各市においても、本件事故後の平成23年から祭り、花火大会、マラソン大会など各種イベントが開催され多くの人々が参加しているなど、本件事故前と同様の市民生活が営まれていることが窺われる（丙C267ないし丙C281等）。また、福島市及び郡山市における製造品出荷額は、本件事故後も本件事故前とほぼ同水準で推移している。また、福島市、郡山市及びいわき市の求人状況は、全国平均である1.15倍を上回る求人倍率となっており、自動車保有台数は、平成23年以降一貫して増加傾向にある。また、郡山市及びいわき市の新設住宅着工戸数は、平成24年以降増加しており、これらは、消費活動、経済活動が活発に行われていることを示している。

ウ 福島県外の状況

（ア）茨城県

① 本件原発からの距離

茨城県は、本件原発からの直線距離が最も近い北茨城市においても、約70キロメートル離れており、日立市、日立太田市、常陸大宮市を境にしてそれより南では、県内全域において100キロメートル以上離れている（丙C92の1頁参照）。

② 空間放射線量の状況

茨城県の本件事故に伴う放射線量の影響は、北茨城市において、平成23年3月16日の午前11時40分に、最大値として瞬間的に15.8マイクロシーベル/時を計測したが、その1時間後には急速に低下しており、かかる放射線量の値は、その場に1時間滞在したとしても胸部レントゲン撮影時の3分の1程度のレベルであり、健康には全く影響がないレベルであることが確認されており（丙C282の4頁）、放射線

の影響についての安全性は広報や茨城県のホームページで公表されている（丙C282, 丙C150）。

また、その後の茨城県全市町村の本件事故後の空間放射線量は、平成23年5月11日において、0.080マイクロシーベルト/時から0.236マイクロシーベルト/時までまでの範囲内であり、同年7月27日において地上1メートルで、0.072マイクロシーベルト/時から0.297マイクロシーベルト/時までまでの範囲内となっている。

③ 茨城県の除染実施区域について

茨城県においても、特措法に基づく除染実施計画が19市町村において策定されており、そのうち、日立市、ひたちなか市、つくば市等の13市町村においては除染等の措置が完了している。また、銚田市については、平成28年3月14日に汚染状況重点調査地域の指定が解除されている（以上、丙C285）。

(イ) 宮城県

① 本件原発からの距離

宮城県は、本件原発からの直線距離が最も近い丸森町においても、約45キロメートル離れており、丸森町より北側の他の市町村は、県内全域において概ね60キロメートル以上離れている（丙C92の1頁参照）。

② 空間放射線量の状況

宮城県では、放射性物質の影響を把握するため、県内の全市町村で空間放射線量を計測しており、平成23年12月1日時点の空間放射線量は、0.06マイクロシーベルト/時から0.23マイクロシーベルト/時までまでの範囲内である（丙C286の13頁）。

③ 宮城県の除染実施区域について

宮城県においても、特措法に基づく除染実施計画が8市町村において策定されており、除染作業が進められている（丙C103）。丸森町に

においても、学校・保育園等、公園・スポーツ施設、住宅、その他の施設、農地・牧草地、森林（生活圏隣接）については除染を完了している（丙C104）。

（ウ）栃木県

① 本件原発からの距離

栃木県は、本件原発からの直線距離が最も近い那須町においても、約85キロメートル離れており、那須塩原市、大田原市、那珂川町を境にしてそれより南西では、県内全域が100キロメートル以上離れている（丙C92の1頁参照）。

② 空間放射線量の状況

栃木県が平成23年5月に実施した県内市町の空間放射線量率測定結果によれば、地上からの高さ50センチメートルの地点において、最大で那須町の0.45マイクロシーベルト/時、最低で佐野市の0.05マイクロシーベルト/時である。また、原告ら旧居住地が所在する市町の空間放射線量は、平成23年5月において、那須町が0.35～0.45マイクロシーベルト/時、宇都宮市が0.08～0.14マイクロシーベルト/時である（以上、丙C289）。

③ 栃木県の除染実施区域について

栃木県においても、特措法に基づく除染実施計画が8市町村において策定されており、そのうち、大田原市においては除染等の措置が完了し、佐野市については平成28年3月31日に汚染状況重点調査地域の指定が解除されている（丙C292）。

（4）放射性の人体影響に関する科学的知見とその周知状況

ア 放射線と健康影響に関する科学的知見

低線量被ばくによる健康影響に関する国際的にも合意された科学的知見としては、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線

量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。これは、短時間に被ばくした場合の評価であり、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合よりも健康影響は小さいと推定されている。この効果は動物実験においても確認されている。本件事故において政府による避難指示の基準とされている年間20ミリシーベルトの被ばくの客観的リスクは、LNTモデルに従ってリスクを比較した場合でも、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低い。

イ 放射線防護の考え方

放射線防護においては、このような放射線による健康への影響に関する国際的な科学的知見を踏まえつつ、放射線被ばくについては合理的に達成できる限り低く保たれるべきであるという放射線防護の考え方（ALARAの原則、最適化の原則）に基づいて平常時の線量限度を1ミリシーベルトとし、また、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくによる影響について、低線量放射線被ばくのリスクの管理に対して安全サイドに立って、LNTモデル（直線しきい値なしモデル）を採用しつつも、このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうにないことを強調している。このような考え方は公衆衛生上の安全サイドに立った判断として、被ばくを低減するための放射線防護の目的のための実践的な手段として採用されているものである。

また、ICRPは、計画被ばく状況における公衆の個人線量限度を1ミリシーベルト／年としているが、これを唯一の放射線防護基準とするのではなく、100ミリシーベルト以下では放射線による発がんリスクは他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされていることなどの科学的知見も踏まえ

て、緊急時被ばく状況や現存被ばく状況においてはそれぞれ20～100ミリシーベルト/年、1～20ミリシーベルト/年を参考レベルとして定めている。

このように、国際的な放射線防護の考え方は、放射線の健康影響に関する科学的知見を踏まえつつ、平常時においては、ALARAの原則をはじめとする基本原則に基づいて、人体にとってより安全サイドになるように定めるとともに、事故時等においては、100ミリシーベルト以下の水準において線量管理を行うことが許されるものとしている。そのような中で、政府による避難指示の基準である年間20ミリシーベルトは、緊急時被ばく状況の参考レベルの最下限の放射線量を採用したものとなっている。

ウ 本件事故による福島県内の被ばくの状況

本件において、原告らが具体的にどの程度の放射線量を受けていたのかは、各人によって異なると考えられ、原告らからもこの点に関する具体的な主張・立証はなされていないが、現実には、原告らの被ばく量は年間20ミリシーベルトを大きく下回るものと考えられる。

すなわち、「県民健康管理調査」や内部被ばく調査、UNSCEARの評価結果等を踏まえても、原告らの中に、年間20ミリシーベルトを超える被ばくを受けた者が存在したとは考えがたく、原告らが現実に被ったと考えられる被ばく量は年間20ミリシーベルトを大きく下回ると推測される。

エ 放射線の健康影響に関する科学的知見に関する報道・周知の状況

上記の放射線の健康影響に関する国際的な科学的知見の内容については、これまで新聞報道や政府の広報、専門機関のホームページなどにより公開されており、低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見は広く知られている状況にある。また、これを踏まえて、地元紙においても冷静な対応を呼びかける報道が多数なされている。

オ UNSCEAR報告による評価について

専門的見地から科学的評価を行うことをその役割とするUNSCEARにおいて、80名を超える国際的科学家が、2年以上をかけて、さらにはその後の追跡調査等を含めると4年以上をかけて実施した評価において、線量推定値が、除染措置等の長期的な環境修復措置を考慮に入れておらず、実測値に比べて過大に評価されている可能性があるとの留保を付してもなお、福島県内の住民の本件事故による低線量被ばくの程度は、年間20ミリシーベルトを大きく下回るものと考えられている。

カ 本件事故後における食品摂取等の規制について

本件事故後において、本件事故に由来する放射性物質に汚染された食物等については、原子力安全委員会及び食品安全委員会が定めた規制値に基づき、これを超える場合には摂取制限又は出荷制限の措置が講じられており、これにより、放射性物質に汚染された食物を摂取することによって健康に影響を及ぼす事態が生じないように措置がなされている。

キ まとめ

上記アないしカの状況を踏まえると、原告らにおいて、本件事故に起因する放射性物質及び放射線の影響によって、法的権利の侵害を基礎付ける程度の健康に対する具体的かつ客観的な危険が生じているものではない。

(5) 本件事故の発生について被告東京電力に過失がないこと

ア 予見可能性がないことについて

(ア) 予見可能性の対象について

本件事故は、まさに敷地高を大幅に上回る未曾有の津波が襲来し、建屋内部に対する圧倒的な水量、水流、及び水圧による浸水を招いたこと等によりここまでの事態に至ったものである。また、たとえ被告東京電力において、実際に起こった本件津波より規模の小さなO. P. +10メートル超の高さの津波を想定して何らかの対策を仮にとっていたとしても、その

ような対策によって本件事故を回避することが可能であったということとはできない。

したがって、本件において被告東京電力の結果回避義務を基礎付ける予見可能性の対象としては、あくまで本件津波ないしそれと同程度津波の発生と考えるべきである。

(イ) 予見可能性の程度について

本件事故に関して、被告東京電力の結果回避義務を基礎付けるほどの予見可能性があったといえるためには、原告らの主張するような津波の発生することについて、客観的かつ合理的根拠に基づいて設計基準事象として取り込むことを基礎付ける程度の科学的知見が存することが必要であるが、本件事故以前における多数の学者が共通の認識を持つに至る程度の科学的知見として、本件事故発生以前において、本件原発の立地点において、本件原発のO. P. + 10メートル盤を超える津波が現実到来するとの知見は存しなかったものであり、かかる津波の襲来を科学的・合理的に予見することはできなかつたものである。

(ウ) 津波評価の方法について

原子炉施設の安全性評価においては、一定の代表的な事故発生原因（設計基準事象）を確定的に想定し、それに対してどれだけ十分な裕度をもって安全対策が講じられているかという見地からの評価がなされる（確定論的安全評価手法）。

土木学会が2002年（平成14年）に策定した「津波評価技術」は、かかる確定論的安全評価手法の見知から、本件事故以前の時点において「原子力発電所の設計基準としていかなる津波を想定すべきか」という観点から策定された津波評価方法を体系化した唯一の基準であり、以降、国内外において十分な科学的合理性を有するものとして認められており、被告東

京電力においても「津波評価技術」に基づく想定津波に対する対応を図っていたものである。

(エ) 福島県沖海溝沿いの波源モデルについて

地震とは過去に起きたものが繰り返し発生し、過去に発生しなかった地震は将来も起こらないとする考え方が一般的である。そして、東北地方南部では、比較沈み込み学の見地から、マグニチュード9クラスの地震はおろか、マグニチュード8クラスの地震についても滅多に起こらないと考えられていた（地震の規模が小さくても大きな津波が生じる地震を津波地震というが、かかる津波地震の発生メカニズムについては今なお不明である。）。

そのため、本件事故以前の確立された知見として、「津波評価技術」においても、福島県沖海溝沿い領域は大きな地震・津波をもたらす波源の領域として設定されておらず、福島県沖で発生する可能性のある地震の波源としては、陸寄りの領域である塩屋崎沖で発生した福島県東方沖地震のものが最大であると考えられていた。

(オ) 津波の予見可能性に関する知見について

(a) 7省庁手引き及び4省庁報告書

1997年（平成9年）3月に策定・公表された7省庁手引きや、それを取り込んだ4省庁報告書は、既往津波だけでなく想定津波まで考慮すべきとした点では先駆的なものであった。しかし他方で、同報告書が示した想定津波の算定方法は、もとより防災対策検討のために概括的に津波の傾向を推考することを目的とするものにすぎず、特定地点における津波高や遡上高を正確に把握することを目的とするものではなかった。そのため、4省庁報告書は、直ちに原子力発電所の設計検討に用いることができるものではなかった。

(b) 津波浸水予測図について

1999年(平成11年)に策定・公表された津波浸水予測図は、気象庁の量的津波予報に基づく予測値を前提にしたもので、特定地点における津波高さや浸水高の予見可能性を基礎付けるものではない。また、津波浸水予測図の精緻さは「津波評価技術」より大幅に劣るものであり、かかる津波浸水予測図に基づき本件原発立地点において敷地高を大幅に超える津波の襲来を予見することはできなかった。

(c) 地震本部の長期評価について

地震本部が2002年(平成14年)7月に公表した長期評価は、日本海溝沿い領域における過去の既往地震の発生箇所が特定できず、福島県沖海溝沿いにおいて、過去に津波地震が発生しておらず、かつ、この領域で大きな津波地震が発生し得ることを示す具体的な学術研究成果も存しない中で、防災的な観点から日本海溝沿いの南北の細長い領域をひとくくりにして確率計算を及ぼしたというものであり、「どこで起きたかわからないため、どこでも起き得ると仮定して確率計算をする」という認識をその基礎とするものであって、極めて一般的・抽象的な可能性に言及したものにとどまり、発生確率及び発生領域の信頼度はいずれも「C」とされて、極めて不確定な指摘にとどまり、地震・津波学者のコンセンサスを得たものでもなかった。また、もとより本件原発への津波の影響を評価する上で必要となる波源モデルも何ら明らかにしていなかった。そのため、長期評価の見解は、福島県沖の海溝沿い領域において本件津波を招来するような大きな津波地震が発生することについての具体的かつ法的な予見義務を基礎付けるに足りる科学的知見であったとは評価し得ない。

なお、かかる長期評価が発生可能性を否定できないとしたのは、あくまで個別の領域における地震、それもマグニチュード8クラスの地震であり、今回発生した本件地震のようにそれぞれの領域をまたがり、かつ

それぞれが連動して発生するようなマグニチュード9.0, 津波マグニチュード9.1クラスの巨大地震・巨大津波の発生を想定したものではなかった。

(d) 確率論的津波評価手法の研究とマイアミ論文について

土木学会が「津波評価技術」の策定後に研究を進めていた確率論的津波評価手法は、もともと機器の故障や人為的ミスといった「運転時の内的事象」を前提に研究・開発が進められてきたものであり、自然現象のような外的事象については、過去の発生実績が乏しい上、手法の確立も不十分であったことから、津波と比較して相対的に研究の進んでいた地震ですら、本件事故時点でなお未発達の状況にあった。被告東京電力も、2006年(平成18年)7月に米国フロリダ州マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議(ICONE-14)において、かかる確率論的津波評価手法の研究成果としていわゆる「マイアミ論文」を発表しているが、かかる未発達の知見に基づき、本件津波を具体的に予測したり、具体的な安全対策を講じたりすることもできなかった。

(e) スマトラ沖地震とマドラス原発での溢水事故について

2004年(平成16年)12月に発生したスマトラ沖地震とマドラス原発での溢水事故は、そもそもスマトラ沖地震と本件地震はその性質が全く異なる上、マドラス原発での事故についても低位置の海水ポンプを除いてプラント被害は発生しておらず、国際原子力事象評価尺度もレベル0(安全上重要でない事象)に分類されるに留まるものであった。かかるスマトラ沖地震の発生やマドラス原発での事故は、本件原発立地点とは全く異なる場所で発生したものであり、本件原発における設計基準津波の考え方に何らかの変更を及ぼすものではなかった。

(f) 溢水勉強会について

2006年(平成18年)1月から同年7月にかけて開かれた溢水勉強会は、あくまで国内の原発については設計条件において安全性は十分に確保されているとの前提の下、「念のための安全性積み増し」という見地から行われたものである。また、同勉強会では、敷地高+1mの高さの津波が無限時間到来することを所与の前提として溢水の経路や安全機器の影響の度合い等を検証したものであり、溢水の前提となる想定外津波の具体的内容やその発生可能性等は検討対象とされていない。したがって、かかる溢水勉強会についても、本件原発における設計基準津波の考え方に影響を及ぼす新たな知見を提供するものではなかった。

(g) 土木学会が実施したアンケートについて

土木学会が2004年(平成16年)度と2008年(平成20年)度の2回に亘って行った専門家に対するアンケートは、当時まだ研究途上にあつた確率論的津波評価手法の検討過程において、各種の選択肢についてそれぞれどの程度の重みを付けるかという観点から専門家にその割付を尋ねたものであり、確定論的(決定論的)評価手法に関して行われたものではなかった。したがって、このようなアンケート結果によっても確定論的な本件津波を予見可能性が基礎付けられるものではない。

(h) 耐震バックチェックの実施と2008年試算

2006年(平成18年)9月の耐震設計審査指針改訂と、それに基づく保安院による耐震バックチェックの指示は、あくまで既設発電用原子炉施設については従来の安全審査等によって耐震安全性は十分に確保されていることを前提に、安全性に対する信頼の一層の向上を図ることを目的として行われたものである。また、福島県沖海溝沿い領域に関しては、かかる耐震バックチェックの指示時点においても、「津波評価技術」の考え方を覆すような新たな知見は判明していなかった。

他方で、被告東京電力が2008年(平成20年)1月から4月ころに実施した長期評価の見解を踏まえた津波試算では、本件原発正面から遡上した津波は敷地高までは遡上しないものの、敷地北側ないし南側から遡上した津波が、5号機及び6号機の各建屋の北側敷地でO. P. + 13.7メートル、1～4号機の各建屋の南側敷地でO. P. + 15.7メートルに至るとの結果を得た(2008年試算)。しかし、かかる試算は、バックチェック報告の中で長期評価の見解をどのように扱うか検討するため、あくまで内部検討の一環として、長期評価の見解のうち福島県沿岸に最も厳しくなる明治三陸地震の波源モデルを福島県沖海溝沿い領域にそのまま移動させて津波高の試みの計算を行ったものにすぎず、かかる試算結果に基づき直ちに具体的な津波対策に用いることができるようなものではなかった。被告東京電力は、かかる試算結果を踏まえ、より一層の安全性の積み増しへの取り組みは不断に進めるべきであるとの認識のもとに、専門家の意見も踏まえ、福島県沖の日本海溝沿いも含む太平洋側津波地震の扱いについて、土木学会の専門家に検討を依頼し、明確にルール化をした上で対応をとることとしたものである。

このような被告東京電力による試みの計算の前提となる福島県沖海溝沿いの大きな津波地震発生の可能性については、専門家においても科学的知見として広く受け入れられている状況にはなく、「津波評価技術」においても想定されていないものであったことから、本件原発の津波対策上の基礎とするべき客観性・合理性を有する確立された科学的知見ではなく、かかる2008年試算の結果に基づいて、本件津波の予見可能性が基礎付けられるものでないことも明らかである。また、かかる試みの計算自体が信頼性のある津波推計とはいえないものであった。

このような試算結果も踏まえ、被告東京電力としては、まずは想定すべき波源について専門家による科学的知見の整理を依頼し、その結果を踏まえて対応することとしたものであり、かかる対応は何ら不合理でない。

(i) 貞観津波について

貞観津波については、現時点に至るまでなお波源モデルの確定に至っておらず、その確定のためにはさらなる調査継続が必要とされており、また、その結果を踏まえても、本件原発の敷地を超える津波の予見可能性を基礎付けるものではなかった。

(カ) 結論

本件事故以前の科学的知見を踏まえれば、被告東京電力において、本件事故発生以前において、客観的・合理的根拠に基づき、本件原発の所在地において本件津波又はこれと同程度の津波はおろか、敷地高を超えるような津波ですら、その発生を予見することはできなかった。

イ 結果回避義務違反がないことについて

(ア) 結果回避義務を基礎付ける予見可能性がないこと

被告東京電力に結果回避義務が成立するには、当該結果を生じさせる事象の発生を予見し得たことが必要であるところ、上述のとおり、本件では、原告らの主張する2002年（平成14年）ないしは2006年（平成18年）時点で、被告東京電力において、本件津波又はそれと同規模の津波はおろか、敷地高を超えるような津波の発生すら予見できなかったものであるから、当該結果を回避するための義務自体を観念することができない。

(イ) 本件原発の安全対策に法令違反等はなかったこと

本件原発については、本件事故時点で発電用原子力設備に関する技術基準に適合していたものであり、違法な点があったりその指摘を受けたりしていたという事実もない。

(ウ) 科学的合理的な津波想定に基づき十分な対策を講じてきたこと

被告東京電力は、本件事故時点に至るまで、前述したような津波に関する科学的合理的知見を踏まえ、確定論的津波評価手法である「津波評価技術」に基づき、必要十分な対策を講じてきたものであり、その対外的評価としても、本件原発については津波に対し十分な安全性が確保されていると考えられていた。しかるに、本件津波の規模は、本件事故以前における合理的・科学的な津波の発生想定をはるかに上回るものであった。

(エ) シビアアクシデント対策が不十分であったという事実もないこと

津波に関わるシビアアクシデント対策と、その評価に必要な確率論的津波評価手法については、今なお研究・開発途上にあり、本件事故時点で津波対策に取り込めるほどに知見は進展していなかった。もっとも、日本における津波対策の研究は他国をリードしており、被告東京電力も、前述したマイアミ論文としての成果発表を含め、土木学会による「津波評価技術」の後継研究と並行してその知見を深めるため不断の努力を重ねていたものである。

(オ) 結果回避可能性が認められないこと

仮に被告東京電力が2008年試算に基づき津波対策を講じるとした場合、その方法としては本件原発の南側敷地及び北側敷地上に防潮堤を設置することが科学的合理性を有するところ、2008年試算で想定された津波と本件津波とは、規模も流量も遡上経路も全く異なるから、かかる対策を本件事故以前に了していたと仮定しても、本件津波による敷地高への遡上と建屋内への浸水、本件事故の発生を防ぐことはできなかった。また、そもそも2008年試算に基づき具体的な対策の検討を開始したとしても、本件事故前の客観的環境・状況を前提にすれば、いずれにせよ本件津波が発生するまでに上記対策を了することは困難であった。

(カ) 結果回避義務違反の有無は本件事故時点を基準に判断されるべきであること

本件事故の過失の成否の判断基礎となる注意義務違反については、あくまで本件事故から得られた知見や教訓を抜きにして、本件事故が発生する前の事情を前提として注意義務違反が認められるか否かを判断する必要がある。そして、本件事故発生以前においては、「津波評価技術」に基づき、確定論的安全評価手法に従って慎重に設定した想定津波については、それに対する安全性を絶対的に確保する（主要建屋のある敷地高への遡上自体を防ぎ、ドライサイトを維持する）というのが基本思想であり、津波が遡上することを前提に対策を講じるという発想自体が存在しなかった。そのため、本件事故前の時点においては、敷地高への津波の遡上が想定された場合には、まずもって防潮堤の設置により当該遡上を絶対的に防ぐというのが基本思想であり、そのような対策を措いて、あるいはこれと並行して建屋の水密化や重要機器の高所配置等の対策を講じることは、それ自体が現実的かつ有効な対策として認識されていなかった。したがって、本件事故発生以前の科学的知見の状況及び安全確保の考え方等を踏まえても、本件事故の結果回避可能性は認められない。

ウ 小括

本件事故が専門機関においても当時想定されていなかった本件地震及び本件津波によりもたらされたことなどに照らせば、被告東京電力に本件事故の発生についての過失があったとは評価できず、原告らの求める慰謝料額の算定に当たっても、被告東京電力に慰謝料の増額事由を基礎付けるような事情は存しない。

4-1 平穩生活権侵害

(1) 総論

ア 東電公表賠償額について

被告東京電力は、原賠法3条1項に基づき、審査会の定める中間指針等に基づいて、被害者の本件事発時の生活の本拠としての住所地（以下「旧居住地」という。）の避難指示等の類型に応じて、本件事発による精神的損害の賠償をする旨公表しており、東京電力公表賠償額は、次頁の表のとおりである。

そして、東京電力公表賠償額は、その基となっている中間指針等の賠償の考え方も踏まえ、本件事発による原告らの精神的損害を慰謝するに足りるものであり、原告らの東京電力公表賠償額を超える賠償を求める、平成25年（ワ）第38号、同第175号、平成26年（ワ）第14号、同第165号（以下「慰謝料請求訴訟」という。）における原告らの平穩生活侵害権にかかる請求には理由がない。

精神的損害に係る被告東京電力公表賠償額（区域別）

賠償類型区域 (本件事故時の住所地)	東京電力公表賠償額 (1人当たり)	内容 (平成23年3月分については1か月分として計算)
帰還困難区域, 大熊町, 双葉町	1450万円	①平成23年3月11日から平成24年5月までの15か月分の150万円(丙C14, 丙C15), ②平成24年6月から平成29年5月までの5年間分の600万円(丙C16), ③中間指針第四次追補に基づく避難が長期化する場合の慰謝料の700万円の合計額(丙C17)
居住制限区域(解除された場合も含む。)(大熊町, 双葉町を除く)	850万円	平成23年3月11日から平成30年3月31日まで, 月額10万円(丙C14, 丙C15, 丙C16, 丙C18, 丙C67)
避難指示解除準備区域(解除された場合も含む。)(大熊町, 双葉町を除く)	850万円	平成23年3月11日から平成30年3月31日まで, 月額10万円(丙C14, 丙C15, 丙C16, 丙C18, 丙C67)
旧緊急時避難準備区域	180万円 (平成24年9月1日時点で高校生以下の者には215万円)	平成23年3月11日から平成24年8月31日まで, 避難の有無を問わず, 月額10万円。また, これに加えて, 平成24年9月1日時点で高校生以下であった者に対しては平成24年9月から平成25年3月31日まで, 月額5万円を追加賠償(丙C14, 丙C15, 丙C19, 丙C20, 丙C144)
旧屋内退避区域及び南相馬市が一時避難を要請した地域	70万円	平成23年3月11日から同年9月30日まで, 避難の有無を問わず, 月額10万円(丙C19, 丙C20)
特定避難勧奨地点(南相馬市)	490万円	平成23年3月11日から特定避難勧奨地点解除後概ね3か月経過後の平成27年3月31日まで, 避難の有無を問わず, 月額10万円(丙C19)
特定避難勧奨地点(川内村, 伊達市)	250万円	平成23年3月11日から特定避難勧奨地点解除後概ね3か月経過後の平成25年3月31日まで, 避難の有無を問わず, 月額10万円(丙C19)
自主的避難等対象区域	大人: 8万円 子供及び妊婦: 48万円 (妊娠時期等により, 16万円もしくは40万円)	①平成23年3月11日から同年12月31日まで, 子供及び妊婦に対し40万円, ②平成23年3月11日以降本件事故発生当初の時期(平成23年4月22日ころまで)について, 子供及び妊婦以外の者に対して8万円, ③平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して, 8万円(以上, 自主的避難の有無を問わない。)(丙C21, 丙C24)
福島県南地域 宮城県丸森地域	子供及び妊婦: 24万円 (妊娠時期等により, 4万円もしくは20万円)	①平成23年3月11日から同年12月31日までの期間中に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して20万円, ②平成24年1月から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間がある者及び妊娠していた期間がある者に対して, 4万円(以上, 自主的避難の有無を問わない。)(丙C22, 丙C23, 丙C24, 丙C25)

イ 原賠法に基づき審査会が定める指針の位置付け

(ア) 中間指針等の位置付け

原子力発電所等において万一原子力事故が発生した場合、損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものにわたり、原子力損害の賠償を巡る紛争が多数生ずることが予想され、原賠法18条は、こうした場合に備えて、公平かつ迅速な賠償実施が可能となるよう、審査会の設置について規定するとともに、審査会の所掌事務として、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」（同条2項2号）を掲げている。こうした法令上の定めにより、審査会は、原子力事故が発生した際には、必要かつ十分な事実関係の調査・分析を行って審議・検討を行い、原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定の指針」等を示すことによって、広範囲に及び得る原子力損害の賠償に関する紛争の適正・迅速な解決を促進することが法令上予定されている。

本件事故に関しても、上記のような原賠法の規定に基づき、本件事故後の2011年（平成23年）4月11日付けで、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会が設置され、原子力損害の賠償に関する紛争の解決基準である原子力損害の範囲の判定等の指針（中間指針等）が策定・公表されている。

(イ) 中間指針等に基づく賠償の実施状況

被告東京電力は、上記のとおり審査会が原賠法に基づく原子力損害賠償の法体系を踏まえて策定した中間指針等の賠償指針に基づき、精神的損害（慰謝料）、検査費用、避難費用、一時立入費用、帰宅費用や避難生活に伴う生命・身体的損害、営業休止を余儀なくされたことによる営業損害、就労不能等に伴う損害、さらに風評被害等、管理・使用不能による財物価値の喪失又は減少等の賠償や住居確保損害等につき、順次賠償書式を整備

した上で、その賠償基準を策定・公表し、賠償を実施している。

また、審査会の下には、原賠法18条2項1号に基づき任意の和解仲介手続を進めるための機関として、原子力損害賠償紛争解決センターが設置され、これまで多数の和解仲介手続（ADR手続）が実施されてきているが、ADR手続においても、同様に上記審査会の定めた中間指針等に基づき個別的和解による解決がなされている。

以上の結果、被告東京電力による賠償総額は、平成29年3月3日時点で、避難等対象者である個人に対する賠償件数約88万0000件（世帯単位の延べ件数）、自主的避難等対象者である個人に対する賠償件数約129万5000件（世帯単位の延べ件数）、法人・個人事業主等への賠償件数約37万4000件、合計で約7兆0029億円に上っている（丙C297）。

（ウ）中間指針等の裁判上の位置付け

このような中間指針等については、以下の各点を踏まえれば、その賠償基準は、原告らに共通する精神的損害の賠償額を争点とする本件訴訟の裁判上の判断に当たっても、十分に尊重されるべき実質を有する。

- ① 中立的な専門家からなる審査会が、原賠法18条2項2号に定める法律上の所掌事務として、同項3号に根拠を置く調査・評価の権限に基づき、会議の公開の下で多数回にわたる審議を経て、原子力損害の範囲の判定に関する一般的な指針として定められたものであり、法令上の根拠に基づく指針であること
- ② 審査会の審査においては、本件事故による被害について関係省庁・関係自治体からの説明の聴取等が行われており、本件事故による広範かつ膨大な被害の全体像を把握した上で、多数の被害者が生じているという本件事故の特徴にもかんがみ、多数の被害者間において公平かつ適切な原子力損害賠償を実現しようとする観点から策定されているものであること

- ③ 中間指針等の策定の過程においては、審査会における法律専門家による過去の裁判例等の審議・検討も行われており、裁判上の解決の場合をも視野に入れて賠償水準が検討、設定されているものであり、裁判上の損害賠償法理に照らしても合理的な賠償指針を策定するとの考え方に基づいて定められているといえること
- ④ 中間指針等は「自主的な解決に資する一般的な指針」であるが、そのような指針であるからといって、その内容が法的に不合理なものであってよいはずはなく、むしろ、自主的な解決の促進を目的とするものである以上は、裁判外において両当事者が納得をし、自主的な法的紛争解決が促進されるためにも、その内容は「法的にみて妥当であり合理的な賠償額」でなければならないのであり、そのような点についても意識されながら指針が策定されていると認められること
- ⑤ 審議経過に照らしても、このように極めて膨大な被害者を生じさせた本件事故の賠償指針を検討するに当たっては、通常であれば裁判例を通じて形成されるべき賠償基準を待つことが現実に困難である中で、迅速な解決と救済を可能とするために、裁判による賠償基準の明確化機能を代替するものとして指針が検討されていると解されること
- ⑥ 被告東京電力としても、我が国の損害賠償事例史上も類例のない膨大な被害者に対する公平かつ適切な賠償の実現が求められている状況にあるところ、同様の被害を受けた被害者に対しては同様の賠償が実現されるべきであるという公平の見地からは、審査会の定める指針の果たす機能は極めて重要であること
- ⑦ 被告東京電力においては、裁判外の直接請求手続き、ADR 手続における和解及び裁判上の和解も含めて、中間指針等に基づき、既に多くの被害者の方との間で賠償合意に至っており（丙C297）、中間指針等は本件事故の賠償規範として既に定着している実情にあること

ウ 中間指針等が定める避難に係る精神的損害の内容とその賠償額（避難等対象

者に対する月額10万円の賠償額)の合理性・相当性について

(ア) 避難等に係る精神的損害(一人月額10万円)は、「避難等による長期間の精神的苦痛」を包括的に賠償の対象としており、地域コミュニティ等やこれまでの平穏な日常生活とその基盤の喪失による精神的苦痛もその賠償の対象とされた上で、損害額が算定されていること。

中間指針は、政府の避難指示等に基づく避難等対象者の精神的損害について、「避難等による長期間の精神的苦痛」を賠償すべき精神的損害として位置付けており(丙A.2の19~20頁)、避難に伴う多様な精神的苦痛を個々に区分して論ずるのではなく、これらを包括的に考慮の上で、同指針に基づく精神的損害の賠償額の指針を定めている。そして、中間指針は、第1期(本件事故発生から6か月間)について、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえる。したがって、本期間の損害額の算定に当たっては、……上記のように大きな精神的苦痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額10万円を目安とするのが合理的である」(同21頁)としていることからしても、避難生活中の日常生活の不便さだけではなく、本件事故以前の生活やその基盤を喪失したことに対する精神的苦痛や避難を余儀なくされたことに伴う帰宅の見通しのつかない不安等についても中間指針に基づく「避難等に係る慰謝料」の対象とされている。

(イ) 「一人月額10万円」の合理性

その上で、以下のような事情を踏まえても、中間指針による「避難等に係る慰謝料」の損害額である「一人月額10万円」については、裁判上の損害額としても十分に合理性・相当性が認められる賠償水準となっている。

① 中間指針は、その総論部分において「損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で実費賠償をするこ

とが原則であるが、本件事故による被害者が避難等の指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模にも上り、その迅速な救済が求められる現状にかんがみれば、損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられる。」としているところ（丙A2の5頁）、中間指針等において具体的な「一定額の賠償」を指針として定めているのは精神的損害の賠償額のみであり、中間指針等に定める精神的損害に関する賠償額の指針は、上記総論部分にいう「合理的に算定した一定額の賠償」を示したものであると解されること

- ② 負傷を伴う精神的損害ではない避難等に係る慰謝料について、負傷を伴う場合における自動車損害賠償責任保険等の基準を参考としていること
- ③ 審査会における検討の参考に供されている過去の裁判例の賠償水準に照らしても、1人月額10万円の賠償額は合理性を有するものと認められること
- ④ 中間指針は、第2期（本件事故発生後6か月経過後から12か月経過後までの間）については、希望すれば大半の者が仮設住宅等への入居が可能となるなど長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難生活等の過酷さも第1期（本件事故発生から6か月間）に比して緩和されると考えられることを考慮し、交通事故損害賠償における期間経過に伴う慰謝料の変動状況も参考として、1人月額5万円を目安とするとの指針を示しているが（丙A2の22頁）、被告東京電力においては、第2期においても（及びその後においても）1人月額10万円の賠償を維持し、継続し、避難先等で新居を購入するなどして、生活の本拠を移転し（転居し）、客観的に避難の状態が終了したとみられる場合や、避難先において平常の生活を営んでいると認められる場合においても、本件事故直後の避難慰謝料と同額である1人月額10万円の賠償額を逡減させることなく賠償していること

⑤ 避難等に係る慰謝料額は、生活費の増加費用と合算されている点を除けば、財産的損害を含めた包括慰謝料ではなく、避難費用、就労不能損害、営業損害、財物損害等について別途賠償されるものであること

⑥ この賠償額は一人あたりの金額であり、年齢による差異も設けられておらず、例えば、4人家族であれば、世帯単位では毎月40万円の精神的損害が賠償終期まで支払われるものとなっていること

以上の諸事情を踏まえれば、避難等に係る慰謝料の基礎額となる一人月額10万円の損害額については、長期の避難に係る精神的苦痛を包括的に慰謝する慰謝料額として合理性・相当性を有する。

(2) 帰還困難区域・大熊町・双葉町の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性

ア 東電公表賠償額

帰還困難区域及び大熊町・双葉町（以下「帰還困難区域等」という。）の旧居住者である原告らに対しては、①平成23年3月11日（平成23年3月分は1か月分として10万円）から平成24年5月末までの15か月について中間指針及び被告東京電力の賠償基準に基づき1人当たり月額10万円の賠償を遡減させずに継続して合計150万円（避難所等での避難がある月については月額12万円）、②中間指針第二次追補に基づく600万円（平成24年6月～平成29年5月までの5年間）の支払いがなされ、③さらに中間指針第四次追補に基づき、当該地区については移住を余儀なくされる状態にあるとの評価に基づき、避難が長期化する場合の慰謝料として1000万円の慰謝料が認定されるが、そのうち②の賠償額との重複分を将来に向けてのみ控除することとして、700万円の追加賠償がなされることとなり、この結果として、避難等に係る慰謝料の賠償額（東電公表賠償額）は、一人当たり1450万円となる。

イ 東電公表賠償額の合理性を基礎付ける事情

帰還困難区域等の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性は、次のような事情によって基礎付けられる。

(ア) 一人月額10万円の避難に係る慰謝料には合理性があること

上記(1)のとおり、政府指示により避難を余儀なくされた帰還困難区域等の旧居住者に対する一人月額10万円の避難に係る慰謝料も、避難に係る包括的な慰謝料として合理性がある。

(イ) 中間指針第四次追補の避難が長期化する場合の慰謝料(1000万円)の賠償額には合理性があること

中間指針第四次追補においては、「帰還困難区域については、将来にわたって居住を制限することが原則とされており、区域内の立入りは制限され、本格的な除染やインフラ復旧等は実施されておらず、現段階では避難指示解除までの見通しすら立たない状況であり、避難指示が長期化することが想定される」(丙A5の1～2頁)との認識の下、最終的に帰還するか否かを問わず、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を一括して賠償することとした、として(同5～6頁)、1人当たり1000万円の賠償額の指針を定めている。

この賠償額の算定に当たっては、「過去の裁判例及び死亡慰謝料の基準等も参考にした上で、避難指示が事故後10年を超えた場合の避難に伴う精神的損害額(生活費増加費用は含まない。)の額を十分に上回る金額とした」とされており、いわゆる赤本基準に基づく一家の支柱の死亡時における死亡慰謝料額(2800万円)を平均世帯人数3名で均分相続した場合の一人当たりの金額を上回るものとして定められている。

また、「第二次追補において、長期にわたって帰還できないことによる損害額を5年分の避難に伴う慰謝料として一律に算定していることから、このうち平成26年3月以降に相当する部分は「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に包含されると考えられるため、その分を加算額から控除することとした」としているものである。

このように第四次追補に基づく慰謝料は、帰還困難区域での生活を断念することを余儀なくされたことを前提として、このような喪失に係る精神的苦痛について過去の裁判例や死亡慰謝料の水準などを考慮の上で包括的な賠償額を定めたものであり（丙A18～丙A20）、帰還困難区域に帰還し得ない前提でのその喪失に係る精神的損害について、多面的な審議を経た後に定められており、裁判上の損害賠償法理に照らしても合理性・相当性のある賠償基準となっている。

(ウ) 財産的損害については別途賠償されること

被告東京電力においては、帰還困難区域等の旧居住者については移住を余儀なくされる状況にあるとの認識からこのような精神的損害の賠償を行っているほか、これとは別に、農業・商工業に係る営業損害の賠償、就労不能損害の賠償、宅地・農地・建物・家財・事業上使用する償却資産等の財物価値の喪失に係る賠償、住居確保損害等の賠償を精神的損害の賠償とは別に行っており（丙C14、丙C16、丙C19、丙C26、丙C154、丙C184、丙C293～丙C296）、全体としての旧居住地における財産的な喪失についての損害賠償が行われている。

(エ) まとめ

以上より、帰還困難区域等の旧居住者に対する東電公表賠償額は、これに該当する原告らの精神的苦痛を慰謝するに足るものであり、これを超える原告らの請求には理由がない。

(3) 居住制限区域及び避難指示解除準備区域（大熊町・双葉町を除き、既に解除された区域を含む。）の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性

ア 東電公表賠償額

本件事故時の住所地が避難指示解除準備区域又は居住制限区域（大熊町・双葉町を除き、既に解除されたものも含む。以下「居住制限区域等」という。）に指定されている原告については、中間指針等及び政府復興指針（丙C66、丙C67）を踏まえて、平成23年3月11日～平成30年3月末までの7年

1か月分について、逡減なしでの月額10万円の精神的損害の賠償をすることとしており、総額1人当たり850万円となる。

イ 東電公表賠償額の合理性を基礎付ける事情

このような居住制限区域等の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性は、次のような事情によって基礎付けられる。

(ア) 一人月額10万円の避難に係る慰謝料には合理性があること

上記(1)で述べたとおり、政府指示により避難を余儀なくされた居住制限区域等の旧居住者に対する一人月額10万円の避難に係る慰謝料も、避難に係る包括的な慰謝料として合理性がある。

(イ) 避難指示解除後1年の相当期間経過後は精神的損害の賠償終期を迎える
とすることには合理性があること

避難に係る精神的損害の賠償終期については、中間指針は「終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とならない」との指針を示し(丙A2の18～19頁)、また中間指針第四次追補は、この相当期間について、「1年間を当面の目安」としている(丙A5の5頁)。

そして、政府による避難指示の解除は、放射線量の低下だけでなく、生活インフラや生活関連サービスの状況を踏まえて行われるものであり(丙C13の8頁)、実際に、居住制限区域等の空間放射線量は低減しており、年間20ミリシーベルトを下回る放射線による発がんリスクについては、社会的にも受け入れられている肥満や運動不足、野菜不足などのリスクに比べても検出できないほど小さいものとされており、このような低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見に基づいても、避難指示の解除後に旧居住制限区域等で生活することによる低線量被ばくによる健康影響は問題となるものではなく、避難指示の解除後に本件事故による放射線の影響によって帰還し得ないという状況は客観的に解消されていること、居住制限

区域等では、避難指示解除前から一定の活動が許容されている実情にあり、主要道路の通過交通や住民の方の一時立入、公益目的の立入が許されるほか、復旧・復興に不可欠な事業の再開や居住者を対象としない製造業などの事業、復興作業や一時帰宅者等を対象とする事業を再開することが許容されており、また営農・営林も許容されているところであり、実際に、避難指示解除以前から事業を再開している事業者が相当数存在していること、避難指示が既に解除されている区域も多い上、今後解除される区域においても、社会的なインフラの整備や除染活動、商業活動の再開等が進捗していると認められることなどからすれば、かかる避難指示解除後の相当期間（1年間）の経過後に精神的損害の賠償終期を迎えるとするところについては十分合理性がある。

(ウ) 財産的損害については別途賠償されること

被告東京電力においては、居住制限区域等の原告らに対して、上記のような精神的損害の賠償のほかに、農業・商工業に係る営業損害の賠償、就労不能損害の賠償、宅地・農地・建物・家財・事業上使用する償却資産等の財物価値の減少・喪失に係る損害等の賠償を行っており（丙C14、丙C16、丙C19、丙C26、丙C154、丙C184、丙C293～丙C295）、居住制限区域等の旧居住者に対しては、帰還又は移住後の生活を再建するに足りる財産的損害の賠償も精神的損害の賠償とは別に行われている。

(エ) まとめ

以上より、避難指示の解除後の目標時期である平成29年3月からさらに相当期間（1年間）の経過後においては、本件事故の放射線の影響に起因して相当因果関係のある、避難を余儀なくされたことに係る精神的損害の賠償責任は、その終期を迎えると解することには十分合理性がある。

(4) 旧緊急時避難準備区域の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性

ア 東電公表賠償額

被告東京電力は、本件事故発生当時に旧緊急時避難準備区域（平成23年9月30日指定解除）に住居のあった避難等対象者に対しては、中間指針第二次追補において賠償終期が平成24年8月末を目安とするとされたことから（丙A4の7頁）、平成24年8月末まで一人月額10万円を賠償することとし（平成24年6月から同年8月までについては30万円の賠償（丙C19））、また、旧緊急時避難準備区域に早期に帰還し、又は本件事故発生当初から避難せずに滞在し続けた者に対しては、中間指針では賠償の考え方が明記されていなかったが、避難等対象者と同様に、平成24年8月末までを対象として月額10万円を賠償することとしている（丙C19の3項、丙C20参照）。

これに加えて、平成24年9月1日時点で高校生以下であった者に対しては、平成24年9月から平成25年3月31日までを対象として、一人月額5万円の精神的損害の賠償を行っている（丙C144）。

したがって、旧緊急時避難準備区域の旧居住者については、避難の有無を問わず、東電公表賠償額は平成24年9月1日時点で高校生以下であった者については一人当たり215万円、それ以外の者については一人当たり180万円となる。

イ 東電公表賠償額の合理性を基礎付ける事情

旧緊急時避難準備区域の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性は、次のような事情によって基礎付けられる。

(ア) 旧緊急時避難準備区域においては強制的な避難が求められたものではないこと

緊急時避難準備区域においては、当該区域内の居住者等は、「常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと」が求められたものであるが、併せて、当該区域においては、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること、当該区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること、勤務等のやむを得ない用務

等を果たすために当該区域内に入ることは妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておく旨が指示されたものである（丙C8の2～3頁）。

上記の（1）ので述べた一人月額10万円の避難に係る慰謝料に合理性があることの理由に加え、このような指示内容に照らしても、避難指示区域と同様に、一人月額10万円の避難等に係る慰謝料額とすることには合理性がある。また、避難を選択していない滞在者に対して同額の慰謝料を賠償しており、この点でも合理性を有する。

（イ）平成24年8月末をもって賠償終期とすることにも合理性があること

中間指針第二次追補（丙A4）は、旧緊急時避難準備区域の精神的損害について、平成24年8月末までをもって終期の目安とするとしているところ、指定解除における経緯、旧緊急時避難準備区域のインフラの回復や空間放射線量の低減状況、対象市町村の本件事故後の実情を踏まえれば、かかる賠償終期の指針には合理性・相当性がある。

したがって、東電公表賠償額が、高校生以下の住民を除き、平成24年8月までの期間を対象として、一人月額10万円の避難等に係る慰謝料の金額を逡減させずに賠償することには合理性がある。

（ウ）旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の住民からの精神的損害の賠償請求訴訟において、東電公表賠償額の水準を超える精神的損害は認められないとして、賠償請求が棄却されており（東京地裁平成27年6月29日判決（丙A33）、東京高裁平成28年3月9日（丙A34）・確定）、裁判上も東電公表賠償額の合理性は認められていること

（エ）まとめ

以上のとおりであり、旧緊急時避難準備区域の旧居住者に対する東電公表賠償額を超える原告らの請求には理由がない。

（5）旧屋内退避区域及び南相馬市が一時避難を要請した区域の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性

ア 東電公表賠償額

平成23年4月22日に解除された旧屋内退避区域（いわき市内の区域の一部）については、中間指針において精神的損害として10万円とする旨の指針が示されているが（丙A2の19頁）、被告東京電力においては、平成23年3月から同年9月までの7か月間について、1人月額10万円（避難所等での避難がある月については月額12万円）、合計70万円を基本とする避難等に係る精神的損害の賠償を行っている。

また、南相馬市による一時避難要請区域（主として南相馬市鹿島区）については、避難費用について平成23年7月末を終期とするとの中間指針の指針（丙A2の14頁）を踏まえて、旧屋内退避区域と同様に、2か月間の上積みを行い、平成23年9月末までの7か月間について、1人月額10万円（避難所等での避難がある月については月額12万円）、合計70万円を基本とする避難等に係る精神的損害の賠償を行っている。

イ 東電公表賠償額の合理性を基礎付ける事情

(ア) 上記(1)のとおり、月額10万円の慰謝料額には妥当性があること

(イ) 平成23年9月末までを賠償対象期間とすることに合理性があること

いわき市及び南相馬市鹿島区の空間放射線量は避難指示区域に比して低く、また、本件事故後のいわき市及び南相馬市鹿島区の状況についても、生活に支障はなく、復興に向けての旺盛な経済活動は本件事故以前の状態を上回る状態で推移しており、平成23年9月末までを賠償対象期間とすることに合理性がある。

(ウ) まとめ

以上より、中間指針の賠償額に上乘せをして一人当たり70万円の避難等に係る慰謝料を賠償とする東電公表賠償額には合理性・相当性があり、これを超える原告らの慰謝料請求には理由がない。

(6) 旧特定避難勧奨地点の旧居住者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性

ア 東電公表賠償額

南相馬市の旧緊急時避難準備区域内の旧特定避難勧奨地点の避難者又は滞在者である原告らに対する東電公表賠償額は、本件事故後から特定避難勧奨地点の解除から3か月経過後まで、一人月額10万円であり、南相馬市大原及び片倉の特定避難勧奨地点が解除されたのは、平成26年12月28日であることから（丙C300）、南相馬市の旧緊急時避難準備区域内の旧特定避難勧奨地点の滞在者に対する賠償額は、同地点からの避難者と同じく、平成23年3月から平成27年3月まで49か月分490万円である（本件訴訟の原告らのうち特定避難勧奨地点に指定されていた原告（いずれも南相馬市）については、いずれも平成26年12月28日をもって同指定が解除されている。）。

イ 東電公表賠償額の合理性を基礎付ける事情

(ア) 月額10万円の慰謝料額には妥当性があること

上記(1)で述べたとおり、一人月額10万円の慰謝料額の水準は合理性・相当性を有する。

また、特定避難勧奨地点とは、地域的な広がりはないものの、事故発生後1年間の積算放射線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点をいい、住居単位で指定され、市町村を通じて個別に通知されることとなっている（丙C298）。

原子力災害対策本部の特定避難勧奨地点の指定の考え方（丙C299）によれば、特定避難勧奨地点の指定は避難の指示ではなく、住民に対する注意の喚起と支援の表明ではあるものの、避難指示等に当たるものとして、被告東京電力においては、避難の有無を問わず、避難指示による避難者と同様に、月額10万円の精神的損害の賠償を、逡減させずに、本件事故後49か月にわたって行っているものであり、特定避難勧奨地点の周囲の南相馬市片倉地区は旧緊急時避難準備区域に当たることを踏まえれば、住居単位で特に指定された特定避難勧奨地点の旧居住者に対する精神的損害の賠償としては、かかる賠償額には合理性がある。

(イ) 地域全体が面的に避難指示を受けているものではなく、住居単位である

ことから周辺の生活環境が指定によって害されるものではないこと

特定避難勧奨地点の指定は、面的ではなく、住居単位でなされるものであり、かかる指定を受けていない周囲の地域や生活環境については指定によって阻害されるものではない。

また、南相馬市原町区の本件事故後の状況を踏まえても、上記東電公表賠償額を超える精神的損害が生じているとは認められない。

(ウ) 平成27年3月までを賠償対象期間とすることに合理性があること

南相馬市原町区の空間放射線量の状況やその復興の状況や特定避難勧奨地点の指定の趣旨等に照らしても、特定避難勧奨地点の指定が平成26年12月28日に解除された後の3か月の相当期間経過後をもって、精神的損害の賠償終期を迎えると解することには合理性がある。

(エ) まとめ

特定避難勧奨地点の旧居住者に対する東電公表賠償額には合理性・相当性があり、これを超える原告らの慰謝料請求には理由がない。

(7) 自主的避難等対象区域の原告らに対する東電公表賠償額の合理性・相当性

ア 東電公表賠償額

避難指示等対象区域外において、中間指針追補は、一定の区域を自主的避難等対象区域と定めた上で、(1)放射線被ばくへの恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合において、自主的避難によって生じた生活費の増加費用、自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、避難及び帰宅に要した移動費用が、また(2)放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合において、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用についてはそれぞれ賠償すべき損害と認められるとし、自主的避難者の場合と滞在者の

場合の上記の合算損害額は同額として算定するのが公平かつ合理的であるとしている（丙A3の5頁）。

また、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害額として一人40万円、また、その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円との賠償指針を示している。

その後、中間指針第二次追補において、かかる自主的避難等に係る損害について、平成24年1月以降に関する考え方として、少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となるとの考え方が示されている。

被告東京電力においては、このような中間指針等を踏まえて、以下の賠償を行う旨公表し、実施している（丙C21、丙C24）。

① 大人について

精神的損害等の賠償として8万円（中間指針追補）、平成24年1月以降の実費として4万円

② 妊婦・子供について

精神的損害等の賠償として40万円（中間指針追補）、実際に自主的避難をした者には避難費用実費として2.0万円を併せて賠償、平成24年1月から同年8月31日までの期間について精神的損害の賠償として8万円、同期間における4万円の費用

この結果、自主的避難等対象者に対する精神的損害等の東電公表賠償額は、大人について8万円、妊婦・子供について48万円が東電公表賠償額となる。

イ 東電公表賠償額の合理性を基礎付ける事情

このような自主的避難等対象者に対する東電公表賠償額の合理性・相当性は、

次のような事情によって基礎付けられる。

- (ア) 避難指示等の対象とならなかった区域における本件事故による健康影響のリスクの程度は十分に低いこと

政府による避難区域の設定に当たっては、放射線被ばくによる被害が発生しないよう極めて慎重な基準が採用されていることにもかんがみれば、年間20ミリシーベルトを超えない避難区域外の地域である自主的避難等対象区域における被ばくによる発がんリスクはそもそも非常に低いものといふことができ、そのような科学的な知見を基礎としつつも、住民が感じる「不安」というものをどのように賠償上考慮するかという観点から指針を検討しているものと解される。

原告らは、本件訴訟において、避難指示等対象区域外の住民の抱く不安について法的な賠償の対象とされるべきであると主張しているものと解されるが、中間指針追補等は、まさしくそのような視点に立って、客観的な危険性も勘案の上で、法的見地から合理性を有する賠償額を導いているものといふことができる。

- (イ) 政府の避難指示等による避難ではないこと

中間指針追補が「賠償すべき損害額については、自主的避難が、避難指示等により余儀なくされた避難とは異なることから、これに係る損害について避難指示等の場合と同じ扱いとすることは、必ずしも公平かつ合理的ではない。」(丙A3の7頁)との認識に立つことは相当である。

- (ウ) 生活妨害に関する過去の裁判例に照らしても合理性・相当性のある基準となっていること

審査会においては、自主的避難等対象者の損害額を定めるに当たって、平穩生活権の侵害が問題となったこれまでの裁判例を検討した上で、中間指針追補が定めた自主的避難等対象者に対する賠償期間及び賠償額は、上記裁判例における賠償額の月額及び総額と比較しても同等かそれ以上といふ得る水準であるから、過去の裁判例の賠償水準に照らしても、中間指針

等の定める賠償額は相当かつ合理的である。

(エ) 避難等対象者に対する慰謝料額との比較からも合理的であること

審査会においては、自主的避難等対象者は、政府による避難指示に基づいて避難を余儀なくされたものではないことから、避難対象者と同等の額を賠償すべきとはいえないとの共通認識のもと審議を行いつつ、本件事故発生当初の時期（平成23年4月22日ころまでの時期を目安とする。丙A7の13頁）においては、自らの置かれている状況についての十分な情報がない中で、本件原発の原子炉建屋において水素爆発が発生したことなどから、大量の放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択することも合理的であるとして、一人当たり8万円の損害額を認定している。

そして、かかる損害額については、屋内退避区域に生活の本拠を有している避難等対象者に対する慰謝料が一人当たり10万円であるところ（平成23年3月11日から屋内退避指示が解除された同年4月22日までの期間の精神的損害に対応するものである。）、自主的避難等対象区域では屋内退避指示等の避難指示が出されていないことにもかんがみれば、自主的避難等対象者（下記のように妊婦及び子供を除く。）に対する本件事故発生当初の時期の賠償として8万円という金額は合理性を有するものである。

(オ) 自主的避難等対象区域の設定にも合理性があること

中間指針追補（丙A3）においては、政府による避難指示の対象とならなかった区域の住民の精神的苦痛について検討され、①政府による避難指示等の対象区域の周辺地域では自主的避難をした者が相当数存在していることが確認されたが（同1頁）、②同時に、当該地域の住民はそのほとんどが自主的避難をせずにそれまでの住居に滞在し続けている（同2頁）という現状を踏まえて、自主的避難等対象区域の設定に当たっては、本件原発からの距離や空間放射線量の状況のみで線引きをするのではなく、避難

指示等対象区域外の住民に生じ得る放射線被ばくへの恐怖や不安については、「同発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難数の多寡など）等の要素が複合的に関連して生じたと考えられる」（同3頁）との考え方が示されている。

また、審査会においては、社会的な受け止めの側面も含めて、複合的な要素を総合的に考慮の上で自主的避難等対象区域を設定し、本件事故と相当因果関係のある避難指示等対象区域外の住民への賠償範囲を定めたものであると解される。

以上からすれば、中間指針追補が自主的避難等対象区域の範囲を定めたことには合理性が認められるものである。

(カ) 妊婦・子供に対する精神的損害の賠償対象期間を平成24年8月までとすることには合理性が認められること

政府による避難指示やその解除の状況、科学的な放射線被ばくのリスクに関する情報の伝達、福島県内市町村における放射線被ばくへの不安軽減措置の実施状況等からすると、自主的避難等対象者の放射線被ばくに対する不安も一定の解消に向かっていると考えられ、また、中間指針第二次追補において、平成23年9月30日に指定が解除がされた旧緊急時避難準備区域に生活の本拠を有する避難等対象者への精神的損害の賠償終期が平成24年8月末までを目安とする旨定められたこと（丙A4の7頁）も踏まえると、避難等対象者ではない自主的避難等対象者に対する賠償の対象期間についても、平成24年8月31日までとすることは合理的かつ相当であると考えられる。

(キ) 大人に対する賠償対象期間を本件事故発生当初の時期とすることにも合理性があること

自主的避難等対象区域内の住民の精神的損害の発生という法的な権利侵害の有無を考えるに当たっては、具体的な危険に基づく根拠のある不安が

生じているかどうかが問題となり、低線量被ばくと健康影響に関する国際的に合意されている科学的知見に照らせば、年間20ミリシーベルトを大きく下回る放射線被ばくへの不安については、客観的な根拠に基づく合理的な不安であるとはいえない。

また、避難指示等対象区域外における空間放射線量は避難を要する程度のものではなく、放射線被ばくによる客観的な危険の程度を勘案しても、精神的損害が認められる対象期間をそのような科学的な知見を含めて「自らの置かれている状況について十分な情報がない」時期とすることには合理性が認められるものである。

(ク) 原告が、避難指示等対象区域以外の地域において、各種の社会的な広がりのある被害事実が存在し、精神的損害の発生根拠事実となると主張する社会的被害事実については、東電公表賠償額を超える原告らの精神的損害の賠償額が基礎付けられるものではないこと

すなわち、「水の汚染により人の生存を支える基本である飲料水が汚染されたことによる社会的事実」については、福島県や各市町村の水道水の検査や摂取制限等に係る取組みの状況等を踏まえれば、本件事故発生当初の時期において、水道水の利用について原告らが漠然とした不安を感じ、これにより日常生活が害されることがあったとしても、これによって直ちに原告らの具体的な法的権利が害されたとはいえず、仮にかかる事情による日常生活の阻害について賠償の対象となると解するとしても、そのような事情については東電公表賠償額による精神的損害等の賠償において包括的に賠償の対象とされているといえる。

また、「農地の汚染により起因する農作物の汚染による社会的被害事実」については、本件事故後には、政府及び地方自治体において、暫定基準値を超えて放射性物質に汚染された食品の出荷や摂取が行われないための措置が講じられており、かつ、放射性物質検査の結果等についても公表されており、福島県産の農作物であっても、このような検査を

経て問題のない農林水産物が市場に出荷されている実情にあり、このような検査の結果に基づき出荷制限等がなされることによって食の安全が確保されていることも踏まえれば、その結果として特定の地方や地域産の一部の農作物を食べることができないとしても、他の農産物を食することは可能であり、これにより原告らの具体的な法的権利が侵害されたものとはいうことができない。

また、「河川・湖沼等の内水面の汚染による社会的被害事実」及び「海の汚染による漁業の被った社会的事実」については、本件事故の影響によって、福島県産の水産物の一部や海産物を食べる機会が減少したとしても、そのことによって原告ら各人の具体的な法的権利が侵害されたとはいえず、かかる事情が原告ら各人の精神的損害の発生根拠となるともいえない。

また、「子どもの被ばくを回復するために余儀なくされた被ばく回復措置とそれに伴う日常活動・行動の制限により子どもたちが広く被っている社会的被害事実」について、低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見及び避難指示等対象区域外の空間放射線量率の状況及び推移にかんがみても、避難指示等対象区域外の地域で学校生活を送るに当たって、生徒・児童に対して本件事故による放射線による具体的な危険が生じているとはいえず、屋外活動を制限する必要はないとの政府の見解が示されているところであるが、被告東京電力においては、上記のとおり自主的避難等対象者である妊婦・子供に対して、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛等に対する賠償金として、1人当たり48万円の賠償額を賠償しており、原告らがいうような生活上の不便・制約が事実上生じたことによる精神的苦痛については、かかる東電公表賠償額において賠償の対象とされている。

(ケ) まとめ

以上のとおりであり、本件では、放射線の客観的な危険性の程度とそれに対する住民の認識・不安の間に人によってギャップが生じ得る場合における権利侵害の成否が正面から問題となっているものと解されるが、この点について、中間指針追補及び同第二次追補は、本件事故の特殊性や本件事故後の状況も踏まえて、客観性に留意しつつも、被害者側の視点も十分に考慮して、主観面と客観面の調和を図り、法的に採りえる範囲で最大限住民の不安にこたえる形での解決を提示しているものといえることができる。

したがって、このような中間指針追補及び同第二次追補に基づき定められた自主的避難等対象者に対する東電公表賠償額には合理性があり、これを超える原告らの請求には理由がない。

(8) 自主賠償区域（福島県県南区地域及び宮城県丸森地域）の原告らに対する東電公表賠償額の合理性・相当性

ア 東電公表賠償額

被告東京電力においては、自主的避難等対象区域ではないものの、本件事故発生当時福島県県南地域（白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）及び宮城県丸森町に生活の本拠としての住居があった者のうち、平成23年3月11日以降同年12月31日までの間に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対して、自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び滞在により放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じる精神的苦痛に対する慰謝料として、一人当たり20万円を賠償している（丙C22、丙C23）。

また、これに加えて、平成24年1月から同年8月31日までの期間中に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対して、平成24年1月から同年8月31日までの期間について、自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛及び滞在により放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により正常な日常生活の維持・

継続が相当程度阻害されたために生じる精神的苦痛に対する慰謝料として、4万円、及び福島県の県南地域又は宮城県丸森町に生活において負担した追加的費用（清掃業者への委託費用等）及び平成23年12月31日までの賠償金額（20万円）を超過して負担した生活費の増加費用並びに避難及び帰宅費用等の追加的費用として、4万円を賠償するとともに、上記以外の者に対して、福島県の県南地域又は宮城県丸森町での生活において負担した追加的費用（清掃業者への委託費用等）として、4万円を賠償している。

以上より、上記自主賠償地域の子供及び妊婦に対して、①平成23年3月1日以降同年12月31日までの間に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対して20万円、②平成24年1月から同年8月31日までの期間中に18歳以下であった者及び妊娠していた者に対して4万円の賠償額が東電公表賠償額となる。

イ 東電公表賠償額を超える損害が認められないこと

自主賠償区域については、中間指針追補における自主的避難等対象区域に当たらない区域であるところ、被告東京電力としては、妊婦及び子供に対して上記のとおり自主的に賠償を行っているものである。

前述のとおり、中間指針追補においては、「同発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難数の多寡など）等の要素」を考慮した総合的な判断の下で、賠償の対象となる自主的避難等対象区域の範囲を定めたことには合理性が認められるものである。

自主賠償区域については、本件原発から50ないし60キロメートル以上離れており（丙C91の7頁）、原告らの主張を踏まえても、自主賠償区域の原告らについて、東電公表賠償額を超える損害の発生は何ら具体的に基礎付けられていないものであり、上記東電公表賠償額を超える原告らの請求には理由がない。

(9) 区域外について

区域外の原告らに対しては、本件事故と相当因果関係のある精神的損害の発生があるとは認められないから、原告らの請求には理由がない。

前述のとおり、中間指針追補においては、「同発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難数の多寡など）等の要素」を考慮した総合的な判断の下で、賠償の対象となる自主的避難等対象区域の範囲を定めたことには合理性が認められる。

福島県内の区域外地域、茨城県、宮城県及び栃木県の状況は上記4-0で述べたとおりであり、本件原発からの距離、本件事故による空間放射線量の程度や社会的な影響等にかんがみても、本件事故の放射線の影響によって、当該区域外の原告らの具体的な法的権利が侵害されたという事情にはなく、区域外の原告らの請求には理由がない。

(10) 結論

以上のとおりであり、原告らの平穏生活権侵害に係る請求には理由がなく、棄却されるべきである。

4-2 「ふるさと喪失」損害

(1) 総論

政府による避難指示によって本件事故以前に原告らが享受していたコミュニティや地域での人間関係や生活のあり方を含む総体としての従前の生活基盤が奪われたことに対する精神的苦痛については、中間指針等において避難等に係る慰謝料額の指針及び避難が長期化した場合の慰謝料額の指針を定めるに当たって考慮されており、被告東京電力においてもかかる中間指針等に基づいて、避難等対象者に対する精神的損害の賠償（東電公表賠償額）を行っているとともに、営業損害・就労不能損害、財物損害、住居確保損害等の原告らに生じた財産的損害の賠償も行うことによって、原告らに生じた総体としての損害を賠償することとしており、実際に、被告東京電力は、平成25年（ワ）第94号

事件及び平成26年(ワ)第166号事件(以下「「ふるさと」喪失慰謝料請求訴訟」という。)の全原告及びその世帯に対し、裁判外で賠償を行っている(丙H共1)。

そして、前記4-0の「基礎となる事情」の(2)に記載した避難指示区域内における放射線量の状況やその推移、これを踏まえて行われる避難指示解除の状況等や、被告東京電力が行っている原子力損害賠償の全体像を踏まえても、避難等対象者に対する精神的損害に関する東電公表賠償額には合理性・相当性がある。そして、帰還困難区域等の旧居住者に対しては、中間指針第四次追補に基づく1000万円の慰謝料が支払われるものであり、それ以外の原告らには、本件事故による不可逆的・確定的な損害が生じていないから、東電公表賠償額を超えて、一人当たり2000万円の慰謝料請求が認められるべきであるとの原告らの主張には理由がない。

(2) 帰還困難区域等

被告東京電力は、本件事故当時の居住地が帰還困難区域に該当する避難者の世帯に対し、避難に係る精神的損害(共通損害)の賠償として、中間指針及び同第二次追補等に基づき、本件事故後から平成29年5月末(丙C16の2頁参照)まで1人当たり月額10万円を賠償していることに加え、帰還困難区域等においては帰還の見通しが立たず、長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛に対する賠償として、1人当たり700万円(避難が長期化する場合の慰謝料としての1000万円の損害から、中間指針第二次追補に基づき支払われる慰謝料額のうち平成26年3月以降に相当する分を控除した金額である。丙A5の4~6頁、丙C17。以下同じ。)を賠償している。

すなわち、本件事故により避難を余儀なくされた上記避難者の避難に係る第1期(本件事故後6か月間)における精神的損害の賠償額(原則月額10万円)は、避難生活に伴う生活上の不便や苦勞等による精神的苦痛及び本件事故以前に居住していた地域での生活環境やコミュニティでの生活を失うことに対する

精神的苦痛を慰謝する趣旨の賠償金である。また、中間指針では、第2期（第1期終了後6か月）において、時間の経過とともに仮設住宅等への入居が可能となり、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、避難生活による不便さなどの要素は第1期に比して縮減すると考えられることから、精神的損害の賠償額の指針は1人月額5万円が目安とされており（中間指針（丙A2）の18～22頁参照）、このように避難に伴う精神的苦痛は時の経過とともに低下すると考えられるところ、被告東京電力においては、1人月額10万円の賠償額を遡減させずに、平成23年3月から平成24年5月までの15か月について150万円（避難所等での避難がない場合）を賠償するとともに、中間指針第二次追補に基づき平成24年6月から平成29年5月までの5年間について600万円を一括して賠償することとしており、さらに、中間指針第四次追補に基づいて避難が長期化する場合の慰謝料として一人当たり700万円を賠償することとしており、その合計は年齢を問わず、一人あたり1450万円となる。

とりわけ、中間指針第四次追補が「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に係る精神的損害の賠償額の加算分として1000万円としている点について、原子力損害賠償紛争審査会は、いわゆる赤本基準に基づく一家の支柱の死亡時における死亡慰謝料額（2800万円）を平均世帯人数3名で均分相続した場合の一人当たりの金額を上回るものとして定められており、避難が長期化する場合の精神的損害額として、帰還困難区域に旧居住地を有する住民の精神的損害を慰謝するに足りる賠償水準となっている。

また、本件事故による営業損害等、家財や不動産などの価値減少等に係る財物損害や移住に際して生じ得る住宅確保損害（丙C296）についても別途賠償されること、帰還困難区域について、原子力災害対策本部復興推進会議が平成28年8月31日に「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を決定し、その中で、5年を目途に線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可

能とすることを旨とする「復興拠点」の整備についての基本的な考え方が示されるなど、帰還困難区域の復興に向けた基本的な方針とその具体化に向けた検討課題についても今後の整理がなされること等も踏まえれば、被告東京電力公表賠償額及びその賠償対象期間は、本件事故と相当因果関係のある精神的損害の賠償として、原告らの精神的苦痛を慰謝するに足りる合理性を有するものである。以上のとおり、被告東京電力は、帰還困難区域等の旧居住者に対しては、中間指針第四次追補に基づく1000万円の慰謝料が支払われるものであり、原告らの「ふるさと」喪失慰謝料の請求には理由がない。

(3) 居住制限区域及び避難指示解除準備区域（既に解除された区域を含む）

被告東京電力は居住制限区域等の避難者に対し、一人当たり精神的損害として850万円の東電公表賠償額を賠償することとしている。

本件事故により避難を余儀なくされた上記避難者の避難に係る精神的損害の上記賠償額は、避難生活に伴う生活上の不便や苦勞等による精神的苦痛及び本件事故以前に居住していた地域での生活環境やコミュニティでの生活を失うことに対する精神的苦痛を慰謝する趣旨の賠償金であり、原告らが主張する精神的苦痛に対する賠償金として支払われているものである。

また、中間指針では、第2期（第1期終了後6か月）において、時間の経過とともに仮設住宅等への入居が可能となり、長期間の避難生活の基盤が整備され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、避難生活による不便さなどの要素は第1期（本件事故発生から6か月間）に比して縮減すると考えられることから、精神的損害の賠償額の指針は1人月額5万円が目安とされており（中間指針（丙A2）の18～22頁参照）、このように避難に伴う精神的苦痛は時とともに低下すると考えられるところ、被告東京電力においては、1人月額10万円の賠償額を逡減させずに継続して賠償していること（仮に中間指針が定める第2期の精神的損害の賠償額である5万円を基礎として考えれば、相当期間については実質的に2年以上の賠償をしているとも考え得る。）、居住制限区域等の居住者に対しては、もっとも遅い避難指示の解除が予定される平成

29年4月以降、平成30年3月までの期間について、第1期の精神的損害の賠償額と同額である月額10万円の賠償を継続している（東電公表賠償額は一人当たり850万円となる。）。

このような被告東京電力による賠償は、原告に生じた精神的苦痛を慰謝するに足りるものであり、また、避難指示が既に解除され又は近々解除される居住制限区域等の状況からすれば、本件事故の放射線の影響により、帰還し得ないという状況にはなく、原告らが主張する不可逆的・確定的な「ふるさと」喪失が生じているとはいえない。したがって、原告らの「ふるさと」喪失慰謝料の請求には理由がない。

4-3 弁済の抗弁

被告東京電力は、原告らに対して「東電公表賠償額」を超えて支払った精神的損害の賠償金として、以下の「精神的損害の追加賠償金額一覧」の表に記載のとおり、「原告名」欄に記載の原告らに対し、「精神的損害に係る追加賠償金の支払総額」欄記載の金額を弁済しているから、同額について弁済の抗弁を主張する。なお、弁済の金額の内訳は、「精神的損害の追加賠償金額一覧」の内訳欄に記載のとおりであり、①ADR手続による精神的損害に係る賠償額の増額（ADR増額）、被告東京電力に対する直接請求手続による精神的損害に係る賠償額の増額として、②要介護者等への増額、③透析患者に対する増額（透析賠償）、④ペット精神的損害、⑤その他の精神的損害に係る賠償額の増額（その他）からなる。

精神的損害の追加賠償金額一覧

2017年2月24日現在

原告番号	原告名	精神的損害に係る追加賠償金の支払総額	内訳				備考
			ADR増額	要介護者等への増額	透折賠償	へつ精神の損害 その他	
H-0002		510,000	0	510,000	0	0	0
H-0034		690,000	0	690,000	0	0	0
H-0053		100,000	0	0	0	100,000	0
H-0054		1,240,000	0	1,240,000	0	0	0
H-0063		1,360,000	0	1,360,000	0	0	0
H-0086		30,000	0	0	0	30,000	0
H-0087		100,000	0	0	0	100,000	0
H-0088		100,000	0	0	0	100,000	0
H-0090		100,000	0	0	0	100,000	0
H-0091		100,000	0	0	0	100,000	0
H-0096		1,200,000	1,200,000	0	0	0	0
H-0104		330,000	0	330,000	0	0	0
H-0105		680,000	0	680,000	0	0	0
H-0106		1,360,000	0	1,360,000	0	0	0
H-0109		810,000	810,000	0	0	0	0
H-0110		810,000	810,000	0	0	0	0
H-0111		300,000	300,000	0	0	0	0
H-0133		980,000	980,000	0	0	0	0
H-0190		100,000	0	0	0	100,000	0
H-0197		100,000	0	0	0	100,000	0
H-0221		300,000	300,000	0	0	0	0
H-0233		100,000	0	0	0	100,000	0
H-0234		100,000	100,000	0	0	0	0
H-0236		1,020,000	0	1,020,000	0	0	0

H-0258	910,000	910,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0272	495,000	0	495,000	0	0	0	0	0	0
H-0273	100,000	0	0	0	100,000	0	0	0	0
H-0283	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0290	4,180,000	4,180,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0312	200,000	200,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0333	100,000	0	0	0	100,000	0	0	0	0
H-0339	660,000	0	660,000	0	0	0	0	0	0
H-0340	330,000	0	330,000	0	0	0	0	0	0
H-0341	495,000	0	495,000	0	0	0	0	0	0
H-0342	495,000	0	495,000	0	0	0	0	0	0
H-0359	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0360	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0361	330,000	0	330,000	0	0	0	0	0	0
H-0370	100,000	100,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0389	120,000	120,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0390	120,000	120,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0397	1,472,000	1,292,000	180,000	0	0	0	0	0	0
H-0398	540,000	540,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0399	390,000	390,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0413	1,035,000	0	1,035,000	0	0	0	0	0	0
H-0414	1,110,000	1,110,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0415	180,000	180,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0416	180,000	180,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0417	180,000	180,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0425	2,100,000	2,100,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0426	3,142,000	3,142,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0427	2,500,000	2,500,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0428	2,500,000	2,500,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0431	1,900,000	1,900,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0432	1,900,000	1,900,000	0	0	0	0	0	0	0

H-0435	1,900,000	1,900,000	0	0	0	0	0	0	0	0
H-0436	900,000	900,000	0	0	0	0	0	0	0	0
H-0442	690,000	0	690,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0450	540,000	540,000	0	0	0	0	0	0	0	0
H-0451	540,000	540,000	0	0	0	0	0	0	0	0
H-0457	2,700,000	2,700,000	0	0	0	0	0	0	0	0
H-0458	3,600,000	3,600,000	0	0	0	0	0	0	0	0
H-0459	100,000	100,000	0	0	0	0	0	0	0	0
H-0468	540,000	540,000	0	0	0	0	0	0	0	0
H-0479	1,020,000	0	1,020,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0483	2,130,000	1,500,000	0	0	0	0	0	0	630,000	0
H-0485	230,000	0	130,000	0	0	0	100,000	0	0	0
H-0486	180,000	0	180,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0487	270,000	0	270,000	0	0	0	0	0	0	0
H-0506	1,320,000	1,320,000	0	0	0	0	0	0	0	0
H-0517	180,000	180,000	0	0	0	0	0	0	0	0
H-0519	4,530,000	4,530,000	0	0	0	0	0	0	0	0
T-0132	40,000	40,000	0	0	0	0	0	0	0	0
T-0135	140,000	140,000	0	0	0	0	0	0	0	0
T-0139	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0	0
T-0143	90,000	90,000	0	0	0	0	0	0	0	0
T-0144	180,000	180,000	0	0	0	0	0	0	0	0
T-0148	180,000	0	180,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0608	180,000	0	180,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0609	270,000	0	270,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0624	144,000	144,000	0	0	0	0	0	0	0	0
T-0748	330,000	0	330,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0763	100,000	100,000	0	0	0	0	0	0	0	0
T-0765	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0	0

ADRによる和解の後、その増額の事由が継続される場合、ADRで認められた増額部分を定期的に支払っている。

T-0766	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0768	480,000	480,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0770	180,000	0	180,000	0	0	0	0	0	0
T-0773	120,000	120,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0784	120,000	120,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0787	150,000	150,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0788	150,000	150,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0842	900,000	900,000	0	0	0	0	0	0	0
T-0843	860,000	500,000	360,000	0	0	0	0	0	0
T-1119	180,000	0	180,000	0	0	0	0	0	0
T-1473	270,000	0	270,000	0	0	0	0	0	0
T-1482	180,000	0	180,000	0	0	0	0	0	0
T-1483	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-1486	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-1533	360,000	0	360,000	0	0	0	0	0	0
T-1675	210,000	210,000	0	0	0	0	0	0	0
T-1732	40,000	0	0	40,000	0	0	0	0	0
T-1733	3,280,000	3,100,000	180,000	0	0	0	0	0	0
T-1734	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-1864	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-1985	120,000	120,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2070	180,000	180,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2115	60,000	60,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2119	80,000	80,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2140	1,900,000	1,900,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2277	390,000	390,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2283	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2284	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2285	3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2443	90,000	90,000	0	0	0	0	0	0	0
T-2445	360,000	0	360,000	0	0	0	0	0	0

T-2446		180,000	0	180,000	0	0	0	0	0
T-2454		270,000	0	270,000	0	0	0	0	0
T-2690		48,000	48,000	0	0	0	0	0	0
T-2693		3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0
T-2694		3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0
T-2695		930,000	930,000	0	0	0	0	0	0
T-2696		3,100,000	3,100,000	0	0	0	0	0	0
T-2725		270,000	0	270,000	0	0	0	0	0
T-2841		1,540,000	1,540,000	0	0	0	0	0	0
T-2842		840,000	840,000	0	0	0	0	0	0
T-2879		140,000	0	140,000	0	0	0	0	0

以上